



あります。この請託という問題に対する明書の二項に、「なお、請託に明示のものと默示のものとがあるのはいうまでもない」、こういうことが書いてござります。明示のものは、これはもうだれだってわかるわけでございますが、黙示という場合は一体どういうことを指すのであるか。こつくりさんのように、一方の言つたことを、うんとは言わなかつたけれども、うなずいたから了承したのだろうというようなことが默示になるのか、あるいは、請託に関する判例の中にあるように、「賄賂を供与すること自体により默示的にその依頼の趣旨を表示するのも請託にほかならない」つまりいろいろを持っていつたら、わいろを取つたから、それで承知したんだというふうなことを意味するものなのか、そういう点を少しろうとにかくるようぜひ刑事局長から御説明をいただきたいと思います。

○竹内政府委員 ただいま御質問の默示の請託という場合はどういうことかといふことでございますが、請託と申しますのは、ある事項につきまして依頼をすることであります。そして、請託を受けると申しますのは、その依頼を承諾をすることです。そこで、請託の趣旨を了承して、よし引き受けた、こういうふうに承諾をした場合は、請託を受けた、こういうことになると私どもは解釈いたします。

○徳安委員 これは、話しに参りまして、選挙の場合もそういうことはちよいちょいござりますが、話した本人は、いわゆるを取つて議場に出席しなかつた場合に警察官が被疑者としてござります。その例としましては、県会議員がわいろを取つて議場に違背する一切の行為をすることだと書いてござります。その例としましては、上院不正の行為をさせました場合において、あなたさえ欠席してもらえばこの法案は流れてしまふといったよくな客観的な状況がありますと、職務上不正の行為をさせました場合において、あなたさえ欠席してもらえばこの法案は流れてしまふといったよくな客観的な状況がありますが、それが、法的行為を為さざるの意義に関する学説のものであります。その資料を見ると、職務上不正の行為をさせないと、法律である種の義務を課せられる、そういう義務に基いて発生する職務上の義務、具体的に申しますと、その人に与えられておる義務、そういうものに違反するという結果を生ぜしめるような頼み方をする、こういう場合に初めて不正の行為をしまだは相当の行為をしなかつたということになるのです。

○竹内政府委員 ただいまの点は、ある法案を通過させないように配慮してほしいという請託に基きまして内部でどのような政治的な行動をとったかと申しますと、これは大審院判決がありまして、そこの後段になつております。明治四十四年の六月二十日の大審院判決がありまして、そこの要望によってわいろを收受して証拠品の押収をとりやめた場合、あるいは入札担当の公務員がわいろを收受して入札最低額額を内示した場合、こういふような場合が例として示されております。そこで、私のお聞きいたしましたかなどと申しますと、これは明治四十四年の六月二十日の大審院判決がありまして、そこの後段になつております。その結果には、不正の行為をさせた場合には、不正の行為をさせます場合において、あなたさえ欠席してもらえばこの法案は流れてしまふといったよくな客観的な状況がありますが、それが、法的行為を為さざるの意義に関する学説のものであります。その資料を見ると、職務上不正の行為をさせないと、法律である種の義務を課せられる、そういう義務に基いて発生する職務上の義務、具体的に申しますと、その人に与えられておる義務、そういうものに違反するという結果を生ぜしめるような頼み方をする、こういう場合に初めて不正の行為をしまだは相当の行為をしなかつたということになるのです。

○徳安委員 ただいまの点は、ある法案を通過させないように配慮してほしいという請託に基きまして内部でどのような政治的な行動をとったかと申しますと、これは明治四十四年の六月二十日の大審院判決がありまして、そこの後段になつております。その結果には、不正の行為をさせた場合には、不正の行為をさせます場合において、あなたさえ欠席してもらえばこの法案は流れてしまふといったよくな客観的な状況がありますが、それが、法的行為を為さざるの意義に関する学説のものであります。その資料を見ると、職務上不正の行為をさせないと、法律である種の義務を課せられる、そういう義務に基いて発生する職務上の義務、具体的に申しますと、その人に与えられておる義務、そういうものに違反するという結果を生ぜしめるような頼み方をする、こういう場合に初めて不正の行為をしまだは相当の行為をしなかつたということになるのです。

○竹内政府委員 ただいまの点は、ある法案を通過させないように配慮してほしいという請託に基きまして内部でどのような政治的な行動をとったかと申しますと、これは明治四十四年の六月二十日の大審院判決がありまして、そこの後段になつております。その結果には、不正の行為をさせた場合には、不正の行為をさせます場合において、あなたさえ欠席してもらえばこの法案は流れてしまふといったよくな客観的な状況がありますが、それが、法的行為を為さざるの意義に関する学説のものであります。その資料を見ると、職務上不正の行為をさせないと、法律である種の義務を課せられる、そういう義務に基いて発生する職務上の義務、具体的に申しますと、その人に与えられておる義務、そういうものに違反するという結果を生ぜしめるような頼み方をする、こういう場合に初めて不正の行為をしまだは相当の行為をしなかつたということになるのです。

止法につきましても、今日でもあいつ法律を通すべきでなかったたといふことを公然と社会に出て叫んでおる議員さんもあるわけです。これは自己の信念であります。こういう人は、防止法を通さないことがいいんだといふ信念をお持ちになつていてるわけでありますから、そういうような場合に、業者がから頼まれておつた、また自分もそう思ふというような場合には、これはほんとうに本人の信念でありますから、この信念が間違つておつたからといって法律にひつかかるというようなことにも考え方であります。それはどういう御見解でございましょう。

○竹内政府委員 売春防止法について

一事例として仰せになりましたが、そ  
ういう自分の政治的な信念といふやうなものと、ここにいだれが見てもど  
うのとは違うのでありますし、この

場合は、公務員といふものは一体どう  
あるべきかということにつきましては、これは個人の信念ではなくて、公

務員のあるべき姿といふものは何人の  
頭にも客觀的にほぼ共通して理解され  
る考え方だと思います。公

務員に働きかける、何かしてもらいた  
いということを申します場合に、公務  
員としてはできないようなこと、そ  
うのことなどございまして、これは

信念といふやうな考え方とは少し意味  
合いで違うといふふうに私どもは理解  
しております。

○鷹安委員 それでは、今度それを反  
対に、法案の通過を阻止したとは反対  
に、この法案が通れば業者のために非

常に利益になるのだからせひ一つ賛成  
してもらいたいといふことが、業者の  
各団体、同業者等からちょいちょい  
を申しますが、そういうような場  
合に、もちろん利益ということは考え  
ます。そこで、議員の職責から、これは当ります  
に、当然そうしてあげるんだ、法案が  
お出でありますから、それに賛成し協力してやつたといふような場  
合に、その頼まれた議員にもし通報の  
後にお礼だといって金一封を持ってき  
たごとき場合を考えますと、そ  
ういうときにはいかがでしよう。あつせ  
ん收賄罪にひつかりますか。

○竹内政府委員 今お示しのよな場  
合には、これはひつからないといふ  
ふうに考えるのでござります。

○鷹安委員 国会議員は、議案に対し  
て審議をして、そうして委員会でも本  
会議でも賛否を決する義務もあります  
し責任もあるわけありますから、

そこで、かりに頼まれたということが  
ありますても、頼まれたからよろしくと  
背した場合にも全部罰せられますが、わいろ  
をもらつていいときでも、役人が法  
律や政会に違反した場合には全部罰せ  
をもらつた——わいるをもらつたとき

にはもう全部罰せられますが、わいろ  
を頼んだ役人が何か悪いことをしてくれ  
た、それが罰せられたから、頼んだ人  
間も悪いのだ、これならはつきりわか  
るのでですが、頼んだ役人、やつてくれ  
た役人が——どういう指令や訓令がた  
くさん出ているかわかりませんが、私  
ども議員やそのほかの諸君は、法律や  
政令はわかりますけれども、訓令や指  
令とかいうものは一々ひもといつて見て

いるわけではありませんが、どの程度  
が正しい投票の仕方だと思つて投票し  
たような者は、いきさつといふかんにより  
ますてはやはりあつせん收賄罪にひつ  
かかるわけありますが、しかし、国  
会議員として自分の信念によつてこれ  
が正しい投票の仕方だと思つて投票し  
たような者に對しましては、前に業者

が頼もうと頼むまいと、そんなことは  
ないが違うといふふうに私どもは理解  
しております。

○鷹安委員 次に、作為または不作為  
が果して職務違反行為であるかいなか  
の標準によりまして、つまり、法令、訓  
令、指令などによって知られる職務行  
為に違反していることが不正行為であ  
る、こういうふうに御説明なさつてい  
ます。そこで、私が今刑事局長に

ざいます。そこで、私が今刑事局長に  
ちょっとお尋ねしたいことは、役人が  
法律や政会に違反したしましてわいろ  
をもらつた——わいるをもらつたとき

にはもう全部罰せられますが、わいろ  
を頼んだ役人が何か悪いことをしてくれ  
た、まだまひつかかっているのを考えて  
ただしかりおく、将来は注意しようと  
しますと、これは確かに、どこが限界

か、限界がわからなくてやつてゐるの  
で多いのではないかと思うのですけれども、  
たまたまひつかかっているのを考えて  
ただしかりおく、将来は注意しようと  
しますと、これは確かに、どこが限界

か、限界がわからなくてやつてゐるの  
で多いのではないかと思うのであります  
が、ただしかりおく、将来は注意しようと  
しますと、これは確かに、どこが限界

か、限界がわからなくてやつてゐるの  
で多いのではないかと思うのであります  
が、ただしかりおく、将来は注意しようと  
しますと、これは確かに、どこが限界

か、限界がわからなくてやつてゐるの  
で多いのではないかと思うのであります  
が、ただしかりおく、将来は注意しようと  
しますと、これは確かに、どこが限界

か、限界がわからなくてやつてゐるの  
で多いのではないかと思うのであります  
が、ただしかりおく、将来は注意ようと  
しますと、これは確かに、どこが限界

常にしてもらいたいということが、業者の  
各種団体、同業者等からちょいちょい  
陳情がありますが、そういうような場  
合に、もちろん利益ということは考えず  
に、議員の職責から、これは当ります  
に、当然そうしてあげるんだ、法案が  
お出でありますから、それに賛成し協力してやつたといふような場  
合に、その頼まれた議員にもし通報の  
後にお礼だといって金一封を持ってき  
たごとき場合を考えてみますと、そ  
ういうときにはいかがでしよう。あつせ  
ん收賄罪にひつかりますか。

○鷹安委員 次に、作為または不作為  
が果して職務違反行為であるかいなか  
の標準によりまして、つまり、法令、訓  
令、指令などによって知られる職務行  
為に違反していることが不正行為であ  
る、こういうふうに御説明なさつてい  
ます。そこで、私が今刑事局長に

ざいます。そこで、私が今刑事局長に  
ちょっとお尋ねしたいことは、役人が  
法律や政会に違反したしましてわいろ  
をもらつた——わいるをもらつたとき

にはもう全部罰せられますが、わいろ  
を頼んだ役人が何か悪いことをしてくれ  
た、まだまひつかかっているのを考えて  
ただしかりおく、将来は注意しようと  
しますと、これは確かに、どこが限界

か、限界がわからなくてやつてゐるの  
で多いのではないかと思うのであります  
が、ただしかりおく、将来は注意ようと  
しますと、これは確かに、どこが限界

どを見せていただけば、そんなことを  
頼むことが間違つてゐるじゃないか、これはなく生き物でありますから、これは  
頼まれば頼みに行くこともあります  
しょ。しかし、そのことが法を曲げ  
る、こういうふうに御説明なさつてい  
ます。そこで、私が今刑事局長に

ざいます。そこで、私が今刑事局長に  
ちょっとお尋ねしたいことは、役人が  
法律や政会に違反したしましてわいろ  
をもらつた——わいるをもらつたとき

にはもう全部罰せられますが、わいろ  
を頼んだ役人が何か悪いことをしてくれ  
た、まだまひつかかっているのを考えて  
ただしかりおく、将来は注意しようと  
しますと、これは確かに、どこが限界

か、限界がわからなくてやつてゐるの  
で多いのではないかと思うのであります  
が、ただしかりおく、将来は注意ようと  
しますと、これは確かに、どこが限界

度のようなことを、こちらの方は処罰されるというの、非常にアンバランスではあるまいかという御感覚もされることでございますが、こちら側のあつせん収賄の方が処罰されます理由は、相手が違法なことをやったとかというだけではなくて、やるおそれのある行為であって、しかも自分がそういうことの報酬をもらうというところがいけないわけなのでございます。そこで、今の区別の基準でございますが、先ほど申しますように、相手方がどういう点が義務違反になるかということは、ことに内部訓令のような場合にはこちらは知らないわけであります。そういうものを知つていればはつきりするわけですが、知らない場合には危ないのじゃないかという御疑惑があると思います。それは刑法一般の違法の議論がすべてその問題にかぶってくるのでござりますが、私どもとしては、わかりやすく申し上げますならば、その悪いかどうかかということは、社会通念で判断をするはかはない、常識ある一般通常人の常識をもつて判断した場合に、それがいいことが悪いとか、こういうことで判断をしていただく以外に方法はないでございます。そこで、もう一回申し上げますならば、社会通念から見て、公務員としてあるまじき行為をしてもらう行為をしてもらうように勧めかける、こういうことをした場合には、相手方がその辺のことはどうあるとも、こちらの行為として行政訴訟で取り消されるか、あるいは懲戒処分を受けるか、そうのようにあつせんをする、そうしてその

○**徳安委員** そこで、今度はこういうことをお聞きしたいと思います。かりに業者を連れて行って、一べん引き合いで済ませをして頗んでやつて、それっきりで議員は一応手を引いている。業者と役人との間に話し合いが盛んに進んで、取りが済んだ。議員はただ紹介して頑んでやつただけでありますから、まさかそこに不正があるようなことは考へていいでしよう。ところが、後刻柔らかの機会に事件が起きまして、そろしてその間に不正があつたというようないふ場合において、かりにその議員がお詫びをもらつたといいたしましても、それは、頼みに行つたときに、そうした問題に対する対して深く掘り下げて、不正まであるしてもらうことを頗んだわけではないので、一応できることならしてやつてくれくらいなことで頗んだ、その後は折衝をじかにやつた、それが何かのうちに事件になつたというような場合におきましては、これはそのときにそろそろおつきましては、これはそのときには、これが何のうまい意図が議員に何もなかつたとしておも、やはり議員も書き添えを食うことになりますか。

も五年も運動してやるのです。そういうような場合に、あっせんをして、これは業者から頼まれることもありましょう。また地方の住民から非常に力強い要請を受ける場合がある。そんで、自分も一生懸命やりますと言う。そのことは、あの運輸審議会が大臣から諮問を受けて答申するわけですが、強い要請を世論として運輸審議会に取り次いで、ぜひこれをやってもらいたいというような場合に、運輸審議会の諸君がよく検討されて、これはなほほど陳情の趣旨にかなってやるべきだということで、許可してやれといふような答申をしたというような場合は、かりに四年、五年がかりで一生懸命運動したのですから、そのした人に少しくらいお札が参つておつたのも、それは不正の行為を相手方にさしてという意味にはそれぬよう思ひます。ですが、そういうものはいかがでしょか。

○竹内政府委員 ただいま御指摘の点はいかがでしゃうか。  
も該当いたさないのでございます。おむね、先生から御心配になっておる所の点は、行政の自由裁量行為に関する部分について強くあっせんをした、こゝにどうかといふ御懇意でござりますが、自由裁量行為についてのあつせん行為は、すべて不正な行為ではないと考えられる場合が多いのでござります。今のような場合はすべて該当いたさないのであります。

騒がれたことがあります。紹介する事が項が、悪いもので買つてやれ、ボロボロのなら別ですけれども、こういう間接について、正しいルールによつて買つても買つてくれといふようなことがあります。それで、こういふことを言つた上でやつてくれといふようなところから買つせんいたしましても、役員がこれを正しいルールで正しい価格で買つてやるなら、別に議員として行動するがえらく馴染をはづれたものでもない。どうに思いますし、相手方が不正をしたようなこともないとと思うのです。たゞ、悪いものを、国會議員のいろいろな方から話があつたから、悪いものは知りながら買ったとということになれば、これはもちろんだめですが、そこではないものは一切罪にならぬと思うのですが、いかがでしよう。

約の法律上許されたものに該当しないのを無理に該当したことに取り扱つて、そういうふうなことをしてもらいたいということになりますと、相手方の物品を購入する役職を持つております。その予定価格を初めてちょっと見せてもらいたい、——ある特定の業者の物品を納入しますために、頼まれて、相手方の公務員に対して、お前の方で作つておる予定価格をちょっとおれに見せてもらえぬか、実はこういうところから納入したいのだけれども、こういう趣旨で、予定価格をあらかじめ見せてもらうというような趣旨のあつせんをいたしました場合には、相手方の公務員の、つまり物品の購入を担当しております公務員の職務上の義務に違背させるような行為なのであります。そういう場合には、そのようなあつせんは不正行為のあつせんであるというふうに解釈されるわけであります。

うして後援会の目的のために使い、収支をはつきりと明らかにして、これを届出するというような合法的な処置をとつておりましたならば、これはあります。こういう問題は非常にデリケートな問題であろうと思います。免れて恥りあれこれ言うべき問題ではなかなか、そこまで深く切り下げていくべき問題ではなかろうと思うのであります。こういう問題は非常にデリケートな問題であろうと思います。免れて恥なき行動はもちろん慎しまなければなりません。といって、あまり法の適用が行き過ぎましてもいけないとと思うのです。そういうことについては少し勇敢であってもいいと思いますが、この点に対して一つ刑事局長の御説明をいただきたいと思います。

○竹内政府委員 先般の委員会でも後援会の供賄の問題が御議論になりまして、政府側で統一した解釈を立てるようにならねばならないとおもいましたので、ちょうど御質問の機会でございましてから、私どもの考え方をここでぱっさりと申し上げておきたいと思います。

政府案によるあっせん取賄罪は、第三者供賄を処罰するということにいたしております。従いまして、あっせんする公務員みずからが取賄をしないで、第三者に供賄させる場合は、たとえいその第三者があっせん公務員の後援会その他これと密接な関係があるものでありましても、それだけでは犯罪にならないのでございます。これらの場合にはあっせんする公務員が実質的な利益を受けることが多いと思うのでありますけれども、それはそのような特権関係にある第三者が利益を受けることの反射的な効果にすぎないのであります。まして、これを公務員みずからの取賄

と同様に見ることはできなしと思ふのでござります。しかし、わいろの収受ということとは、供与されるわいろに対する事実上の支配力を取得することでもござります。まして、たとい外形上は公務員以外の第三者が利益を受け取ったと認められるような場合でありますても、公務員がそのわいろを処分することがであります。第三者があつせん公務員の後援会である場合にも理論は同じであります。抽象的に申しますならば、あつせん公務員自身の収賄になるか、第三者供賄によって判断するほかはないと思うのでござります。従って、もしその後援会が、事務運営、特に会計についてあつせん公務員から直接の指図を受けず、その利益のためにみずから判断で独自に活動しているような場合には、純然たる第三者と見るほかはないのでござります。これに反しまして、その後援会が、名前だけトンネル機関になつてゐるにすぎないものであつて、直ちにそのわいろが公務員自身に渡されるような場合はもとよりのこと、その後援会が、名前だけは後援会と言つておりますながら、実際に公務員自身の指図のままに動いているような従属的性質のものであります。要しまするのに、後援会が第三者と認められるかどうかは事実問題でございまして、後援会の実体いかんにかかる行為を直ちに公務員自身の収賄行為と見ることができます。これを

ものである、かようくに解釈をいたしておるのでござります。  
○徳安委員 その点、一体今後事件が起きた場合にいろいろと議論の焦点となる点だと思いますのでござりますが、それはその程度にいたしておきまして、次に実費の関係でございますが、報酬費用を除いたものである、こう御説明になつたわけでございます。もしその区分けのつかぬときは、一切がつさないがわいりになつてしまふ、こういうような御説明のようであります。私ども、選挙関係においてこの問題についてずいぶん悩まされたことがござります。お札をかりに要求して、五十五万、百万もという場合は、これは別でございましょうけれども、一万や二万のお札を持ってくる場合があつたと仮定いたしましたとき、ちょっと待つてくれ、中を調べてみて、このうちどちらくらいは車馬賃にしておいてくれ、もし事件が起きたら悪いから——向うだって、そういうものを一切含めて、すいぶん長い間お世話になりましたからといって、一万か二万の金を持ってきた場合、まさかそういう内訳までして持つてくるはずもありませんし、受け取る方だって、そういう非礼なことはない。あるいは、一万、二万なら罪にならぬと思つて受け取つて、あけてみたら二万円あつたというようなことがありますり得るわけですから、そういう場合にもしひつかつたとすれば、これは不測の災いである。もしかりにひつかつた場合があるなら、これはよくその内容を聞いていただいて、そして車馬賃のごときは十分分別してやるとい

う概念にならなければいけないと思うのですが、これまで私どもひつかかかった事件によりますと、選挙違反がありますが、幾ら説明しても、これはこの会場費を払ったのであると言つても、いや、これは混淆したものであるから、これはみんな選挙法違反だ、その対象だ、罰金は幾らだ、追徴金は幾らだ、こう言うのです。だから、こういうことはあまり残酷じゃないかと思う。もちろん車馬賃あるいはその他が入っているに違いないのですから、初めから、ひっかかるつもりでいるなら、これはちゃんと分けへだてをしておくのですが、そういうことで確認しないで受け取っているのですから、そういう場合にそれがことごとく罪になるということではないような措置をしていただきたいということをお願いしたいと思うのですが、いかがございきましょう。

のような、運動に従事するに必要な実費の供与を含まないというのが判例の態度でございます。そこで、運動に伴う車馬賃、飲食、宿泊料のような必要な実費、こういうものは区別するのが本則でありますて、幾ら区別を申し立てても検査官がそれをいれなかつたといふようなお話をござりますが、実際の運用におきましてはそのような指導はいたしておらないのでございまして、区別のできるものはできるだけ区別するものが法律の建前でございます。従つて、今回のあっせん取締の場合におきましても、実費を除去して純然たる報酬の部分だけがつまり没収の対象になる金額になるわけでございます。しかし、選挙法の判例におきまして、收受された金銭が運動の報酬であるか実費であるかは区別がつかない場合があるのでございます。供与する方の側におきましても、まあ実費も含めてこれを一括して報酬としてやる、こういうことになりますと、含めてというのだから、どの部分が実費であるか、供与した人がはつきりしないというような場合があつて、その場合の裁判的な判例といたしまして、そういうものを混淆しておつてわからないものについては、全体が供与の報酬の金額になるのだという判例もございます。従つて、本件の場合においても、報酬というふうにはつきりはいたしましたが、その区別がつかない場合には、全体が報酬ということになつて、わいろに認定されることになるのではないかからかといふふな解釈をとつたのでございます。

が、私どもの考え方をいたしまして、は、これは区別する趣旨で「報酬トシテ賄路ヲ收受シ」という文字を書いていたのでございまして、今後取り扱います場合におきましては、この点は選挙法の場合も同様でございますが、であります。そこで、検事の事件の件について一つ当局に御質問したいと思ひます。警察や検事が事件ができると検査する場合に、捜査から起訴に至るまでの内部的な手続、これは法律に出ているとわかりますが、内部的な手続を簡単に御説明いただければ仕合せだと思います。かりに検査する場合に、検事一体の原則といったものがあるそうですが、そういう場合に、地方議会の議員もあれば、あるいはときによると政府大官のときもありましょうし、国会議員もありましよう。そのような場合の捜査、逮捕、起訴、こういうようなときに、一体内部的にはどういう手続をおとりになっているのであるか。ただ検事がこれをしようと思ったらどんどんできるのか。こういうものはこういう手続で慎重を期していくとか、そういう手続があるうと思いますが、そういう点についてお知らせを願いたいと思います。

ても、ピラミッド式に下まで指揮命令によって一体的になつてゐるのでござりますが、検察官について特に検察一体の原則と申しますのは、その根本の性格が、検察官が一人々々検察官といふ独立の官庁でございます。従つて、法律上はその検察官の良識と法律的な判断とによつて事件を処理するという建前になつておりますが、それでは必ずしも検察の適正な運用を期しがたいので、特に検察一体の原則ということことで、検察官法に、検事総長をトップといたしまして部下の職員を指揮監督することができる建前になつてゐるわけでござります。そこで、具体的な事件が検察官の手元に届きますまでは、警察の方で取り調べて事件を送致する場合と、検事みずからが認知をして事件を受理する場合と、あるいは告訴、告発によつて事件を受理する場合、その他他の官府から移送を受ける場合等いろいろございますが、いずれにいたしましても、検事がある事件を受理して、自分の責任において処理するということの段階になりました場合には、刑事訴訟の手続の命ずるところによつて取調べを進め、起訴、不起訴の判断をするに熟するところまで取調べをいたした上で処分をきめるわけでござりますが、その間において、事件の種類によりましては、上司と隨時相談し、上司はさらにまた上級官庁に相談をし、あるいは最終的には最高検察官の方まで持つてきて、どういう種類のものは各検察官みずからの判断で処理をきめる場合があるのでございまます。

できるかという区別でございますが、これは、戦後身分によつて差異をつけないという憲法の考え方からしまして、いわゆる裏請事件と申しますか、上方の方に講訓をしてその指示を持つて处分をきめるという事件を身分によつて区別をつけないという大方針をとつたのでござりますけれども、やはり社会的な耳目を舞動する事件とか、その他別の法律によつて身分の保障されております国会議員とか、そういう方々の事件につきましては、社会に及ぼす影響その他を慎重に考慮しなければなりませんので、そういう事案につきましては、事前に段階的に、ある場合に高等検察庁まで、ある場合には最高検察庁まで事前の裏請をいたしまして、その指示に基いて起訴、不起訴をきめる、こういう処置をいたしております。

民は判決疑う者はおそらく今はないとおもいますし、判決まで疑うようになつてはおしまいだと思うのです。そこで、私どもは、判決は最後に正しいものだ、こう考えますときに、あの大きな事件で相当無罪がたくさん出ております。そういうときに、その起訴された検事の責任というものは、これはそうだと思つてされたのではなくぬかされてしまふから、別に深く追及はできぬかも知れませんけれども、少くとも検事全体の原則で、上は法務大臣から下は二検事に至るまで、大きな事件については共同責任があるのだということであるならば、こうした大きな事件が全くの白紙になつたというような問題に対しては、少くも法務大臣も検事総長も、政治的な意味においても良心的にも、どうも少し行き過ぎをしたとか、あるいは行き過ぎとまでなくとも、せめて申しわけなかつたといふくらいの誠懃な気持があつてもいいのではないか、こう思うのですが、一体、週刊誌においてもそうした事件が起きましたときに、新聞等を見ておられますと、主任検事というものがあるようですが、そういう主任検事が多少でもそういう責任を考えるのか。いやこれだけは事件が白紙になつた、一方は政治的生命を奪われている、国家社会に大きな迷惑をかけるというような場合に、検事さんの方はそれを黙つて見ておる、それからどんどん榮進していく、一方は社会から葬られていくというよう



無罪になつてゐるというようなものにつきましては、ただ先ほどの大臣のお話だけでは、私どもはどうも納得のいかないような点もあります。私は検事がみな悪いと考えておるのじゃない。みんな悪いと思うのです。しかし、やっぱり政界にも不心得の者が一人か二人あるために、まるで政界はみな悪いことをしておるようと思われるよう、検察当局においても、少しが誤解するのであります。これはまた根性曲りがあつたり、わがままをしたことにしておるから、これが相戒めて、私ども政界における者も、またその取締りの任に当られる検察当局も、十二分にこうした点について世間の非難のないような御処置をいただきたいと思いますが、法務大臣は、こういう点につきましては、大臣の立場から先ほどの御説明は無理のない説明だと思いますけれども、今後の問題につきましては、もう少しお考えをいただけないだらうかと思うんです。大臣の政黨の出身でもござりますので、歴代の法務大臣に私どもは親しみを感じております。御無理をなさろうとは考えておりません。また、私が法務委員になりましたのは昨年の十一月からでございまして、刑事局長といふような人は、ほんとうに鬼検事みたいなものを指図する人か、笑い顔一つしない人だと思っておりましたが、その方の説明を聞いてみますと、私はほかの方で委員長もしまして、所の局長より以上に親切丁寧にして下

さる。こういう刑事局長がおる間は、検事ファッショなんということはあります。思うんですけれども、どうもつかまつたが最後、もう何と言ひわけしても聞いてくれない検事さんは世の中にある。これは、つかまえられた人間はうそを言うという先入主でありますから、私どもは、大抵やただいままでの説明を聞きましたからそうなるのかも知れませんけれども。でありますから、私どもは、大臣や刑事局長等の御答弁につきましては、非常に満足します。またこういう方の指揮、監督なさつておる部下が検事ファッショなんということに陥るとは考えられません。しかし、これが永久におって下さればいいけれども、いつまたかわられるかわからない。政治家については非常に最近世間に神経過敏になりまして、何か事件があれば手をおおつて下さればいいけれども、いつたいて事を大きくするという形がございます。取調べに当つて、ことに社会党でもわれわれ自由党でも、党の幹部の名前でも出れば、もうそれで天下を取つたような大きなことを新聞に書く。あるいはまた名刺一枚があつたと想像以上の宣伝効果といいますか、国民の気持を刺激するのに大へん大きくな影響があるのであります。しかし、私どものこれまでの考え方申しますと、むしろ今日では政党人よりか官僚の力の方が強くて、官僚独善に陥る弊害がたくさんあると思うのです。ですから、こんな顔つきをしている人か、笑い顔一つしない人だと思っておりましたが、今日はおられる間は言つておるところはあり得るはずがありません。今日の局長や次官も、大臣が

しゃうけれども、鑑別職だと、内閣が更迭とか、あるいはまた改選があるということになりますと、なかなか話だけではありません。思うんですけれども、どうも、つかまつたが最後、もう何と言ひわけしても聞いてくれない検事さんは世の中にある。これは、つかまえられた人間はうそを言うという先入主でありますから、私どもは、大抵やただいままでの説明を聞きましたからそうなるのかも知れませんけれども。でありますから、私どもは、大臣や刑事局長等の御答弁につきましては、非常に満足します。またこういう方の指揮、監督なさつておる部下が検事ファッショなんということに陥るとは考えられません。しかし、これが永久におって下さればいいけれども、いつまたかわられるかわからない。政治家については非常に最近世間に神経過敏になりまして、何か事件があれば手をおおつて下さればいいけれども、いつたいて事を大きくするという形がございます。取調べに当つて、ことに社会党でもわれわれ自由党でも、党の幹部の名前でも出れば、もうそれで天下を取つたような大きなことを新聞に書く。あるいはまた名刺一枚があつたと想像以上の宣伝効果といいますか、国民の気持を刺激するのに大へん大きくな影響があるのであります。しかし、私どものこれまでの考え方申しますと、むしろ今日では政党人よりか官僚の力の方が強くて、官僚独善に陥る弊害がたくさんあると思うのです。ですから、こんな顔つきをしている人か、笑い顔一つしない人だと思っておりましたが、今日はおられる間は言つておるところはあり得るはずがありません。今日の局長や次官も、大臣が

しゃうけれども、鑑別職だと、内閣が更迭とか、あるいはまた改選があるということになりますと、なかなか話だけではありません。思うんですけれども、どうも、つかまつたが最後、もう何と言ひわけても聞いてくれない検事さんは世の中にある。これは、つかまえられた人間はうそを言うという先入主でありますから、私どもは、大抵や刑事局長等の御答弁につきましては、非常に満足します。またこういう方の指揮、監督なさつておる部下が検事ファッショなんということに陥るとは考えられません。しかし、これが永久におって下さればいいけれども、いつまたかわられるかわからない。政治家については非常に最近世間に神経過敏になりまして、何か事件があれば手をおおつて下さればいいけれども、いつたいて事を大きくするという形がございます。取調べに当つて、ことに社会党でもわれわれ自由党でも、党の幹部の名前でも出れば、もうそれで天下を取つたような大きなことを新聞に書く。あるいはまた名刺一枚があつたと想像以上の宣伝効果といいますか、国民の気持を刺激するのに大へん大きくな影響があるのであります。しかし、私どものこれまでの考え方申しますと、むしろ今日では政党人よりか官僚の力の方が強くて、官僚独善に陥る弊害がたくさんあると思うのです。ですから、こんな顔つきをしている人か、笑い顔一つしない人だと思っておりましたが、今日はおられる間は言つておるところはあり得るはずがありません。今日の局長や次官も、大臣が

しゃうけれども、鑑別職だと、内閣が更迭とか、あるいはまた改選があるということになりますと、なかなか話だけではありません。思うんですけれども、どうも、つかまつたが最後、もう何と言ひわけても聞いてくれない検事さんは世の中にある。これは、つかまえられた人間はうそを言うという先入主でありますから、私どもは、大抵や刑事局長等の御答弁につきましては、非常に満足します。またこういう方の指揮、監督なさつておる部下が検事ファッショなんということに陥るとは考えられません。しかし、これが永久におって下さればいいけれども、いつまたかわられるかわからない。政治家については非常に最近世間に神経過敏になりまして、何か事件があれば手をおおつて下さればいいけれども、いつたいて事を大きくするという形がございます。取調べに当つて、ことに社会党でもわれわれ自由党でも、党の幹部の名前でも出れば、もうそれで天下を取つたような大きなことを新聞に書く。あるいはまた名刺一枚があつたと想像以上の宣伝効果といいますか、国民の気持を刺激するのに大へん大きくな影響があるのであります。しかし、私どものこれまでの考え方申しますと、むしろ今日では政党人よりか官僚の力の方が強くて、官僚独善に陥る弊害がたくさんあると思うのです。ですから、こんな顔つきをしている人か、笑い顔一つしない人だと思っておりましたが、今日はおられる間は言つておるところはあり得るはずがありません。今日の局長や次官も、大臣が

関でございますが、この適格の根拠となりますが、病弱その他職務をとる状況、心身の状況だけを審査するのではございませんで、執務のやり方、ただいま先生の御指摘になつたような、検察官としてあるまじい取り扱いをしたというようなことも、この適格性に関連する問題でございますので、その審査会で十分審議をされまして、これは龍免といふことに至らなくて、も、勧告というような形で法務大臣に示されまして、その御意見等は常に私ども謙虚な気持で聞きまして、実際の指揮監督の上に反映させまして、検察の行使に遺憾なきを期しておる状況でございます。なおまた別途この百九十四条に該当しない場合でございましても、むしろ問題は、起訴をしたといふことよりも、不起訴にしたといふところに検察官の問題が伏在するといふことです。従来理解されておりません。御承知のように、外國におきましては、起訴法定主義と申しまして、いやしくも嫌疑があります場合には、すべてこれを裁判にかけて、裁判所で判断をしてから、どうぞうすることによって検事の公正な態度を明らかにしようというような法制度をとつておる国も少くないのですが、日本におきましては、これは前の裁判所構成法以来、あるいは旧刑事訴訟法以来、検事処分の便宜主義と申しまして、起訴、不起訴を検察官の判断にからしましておるのでございますが、この判断において、公正でない取扱いをするというふうな、そ

いう意味の検事の取扱いに対する批判もあるのでございます。そういうものに對しましては、検察事務の検察審会というのが裁判所の機構の中にござることであります。それには、民間の方も入りまして、これは民間の方も入りまして、これは民間の方も入りまして、それは関連いたしまして、そういう病的状況、心身の状況だけを審査するのではございませんで、執務のやり方、ただいま先生の御指摘になつたような、検察官としてあるまじい取り扱いをしたというようなことも、この適格性に関連する問題でございますので、その審査会で十分審議をされまして、これは龍免といふことに至らなくて、も、勧告というような形で法務大臣に示されまして、その御意見等は常に私ども謙虚な気持で聞きまして、実際の指揮監督の上に反映させまして、検察の行使に遺憾なきを期しておる状況でございます。なおまた別途この百九十四条に該当しない場合でございましても、むしろ問題は、起訴をしたといふことよりも、不起訴にしたといふところに検察官の問題が伏在するといふことです。従来理解されておりません。御承知のように、外國におきましては、起訴法定主義と申しまして、いやしくも嫌疑があります場合には、すべてこれを裁判にかけて、裁判所で判断をしてから、どうぞうすることによって検事の公正な態度を明らかにしようというような法制度をとつておる国も少くないのですが、日本におきましては、これは前の裁判所構成法以来、あるいは旧刑事訴訟法以来、検事処分の便宜主義と申しまして、起訴、不起訴を検察官の判断にからしましておるのでございますが、この判断において、公正でない取扱いをするというふうな、そ

いう意味の検事の取扱いに対する批判もあるのでございます。そういうものに對しましては、検察事務の検察審会というのが裁判所の機構の中にござることであります。それには、民間の方も入りまして、これは民間の方も入りまして、これは民間の方も入りまして、それは関連いたしまして、そういう病的状況、心身の状況だけを審査するのではございませんで、執務のやり方、ただいま先生の御指摘になつたような、検察官としてあるまじい取り扱いをしたというようなことも、この適格性に関連する問題でございますので、その審査会で十分審議をされまして、これは龍免といふことに至らなくて、も、勧告というような形で法務大臣に示されまして、その御意見等は常に私ども謙虚な気持で聞きまして、実際の指揮監督の上に反映させまして、検察の行使に遺憾なきを期しておる状況でございます。なおまた別途この百九十四条に該当しない場合でございましても、むしろ問題は、起訴をしたといふことよりも、不起訴にしたといふところに検察官の問題が伏在するといふことです。従来理解されておりません。御承知のように、外國におきましては、起訴法定主義と申しまして、いやしくも嫌疑があります場合には、すべてこれを裁判にかけて、裁判所で判断をしてから、どうぞうすることによって検事の公正な態度を明らかにしようというような法制度をとつておる国も少くないのですが、日本におきましては、これは前の裁判所構成法以来、あるいは旧刑事訴訟法以来、検事処分の便宜主義と申しまして、起訴、不起訴を検察官の判断にからしましておるのでございますが、この判断において、公正でない取扱いをするというふうな、そ

いう意味の検事の取扱いに対する批判もあるのでございます。そういうものに對しましては、検察事務の検察審会というのが裁判所の機構の中にござることであります。それには、民間の方も入りまして、これは民間の方も入りまして、これは民間の方も入りまして、それは関連いたしまして、そういう病的状況、心身の状況だけを審査するのではございませんで、執務のやり方、ただいま先生の御指摘になつたような、検察官としてあるまじい取り扱いをしたというようなことも、この適格性に関連する問題でございますので、その審査会で十分審議をされまして、これは龍免といふことに至らなくて、も、勧告というような形で法務大臣に示されまして、その御意見等は常に私ども謙虚な気持で聞きまして、実際の指揮監督の上に反映させまして、検察の行使に遺憾なきを期しておる状況でございます。なおまた別途この百九十四条に該当しない場合でございましても、むしろ問題は、起訴をしたといふことよりも、不起訴にしたといふところに検察官の問題が伏在するといふことです。従来理解されておりません。御承知のように、外國におきましては、起訴法定主義と申しまして、いやしくも嫌疑があります場合には、すべてこれを裁判にかけて、裁判所で判断をしてから、どうぞうすることによって検事の公正な態度を明らかにしようというような法制度をとつておる国も少くないのですが、日本におきましては、これは前の裁判所構成法以来、あるいは旧刑事訴訟法以来、検事処分の便宜主義と申しまして、起訴、不起訴を検察官の判断にからしましておるのでございますが、この判断において、公正でない取扱いをするというふうな、そ

いう意味の検事の取扱いに対する批判もあるのでございます。そういうものに對しましては、検察事務の検察審会というのが裁判所の機構の中にござることであります。それには、民間の方も入りまして、これは民間の方も入りまして、これは民間の方も入りまして、それは関連いたしまして、そういう病的状況、心身の状況だけを審査するのではございませんで、執務のやり方、ただいま先生の御指摘になつたような、検察官としてあるまじい取り扱いをしたというようなことも、この適格性に関連する問題でございますので、その審査会で十分審議をされまして、これは龍免といふことに至らなくて、も、勧告というような形で法務大臣に示されまして、その御意見等は常に私ども謙虚な気持で聞きまして、実際の指揮監督の上に反映させまして、検察の行使に遺憾なきを期しておる状況でございます。なおまた別途この百九十四条に該当しない場合でございましても、むしろ問題は、起訴をしたといふことよりも、不起訴にしたといふところに検察官の問題が伏在するといふことです。従来理解されておりません。御承知のように、外國におきましては、起訴法定主義と申しまして、いやしくも嫌疑があります場合には、すべてこれを裁判にかけて、裁判所で判断をしてから、どうぞうすることによって検事の公正な態度を明らかにしようというような法制度をとつておる国も少くないのですが、日本におきましては、これは前の裁判所構成法以来、あるいは旧刑事訴訟法以来、検事処分の便宜主義と申しまして、起訴、不起訴を検察官の判断にからしましておるのでございますが、この判断において、公正でない取扱いをするというふうな、そ

大したことはない、ちょうどお医者さんが人を殺しても何とも思わないように、何とも思わないでしようと、強盗殺人でもしてつかまつたよにしか世間は考えません。逮捕という字が法律にござりますから、逮捕ということはやむを得ぬでしようけれども、もう少しやわらかい言葉を使うようなお考えはないでしょうか。これはほんとうに、そういう方面に關係のない一般国民から見ますと、逮捕状が出たということを新聞で大きく書きますと、ネズミの子・匹盜んでも逮捕状が出るわけで、そうすると、まるで強盗殺人がつかまつたように世間は思うのです。あの文字はまことに民主主義に反する不適当の言葉のように思いますが、ああいう言葉はもう少し——これは、非常に重犯罪で、人を殺せば、児童を持つておれば逮捕という言葉はけつこうだと思いますが、そうでない、まだ罪になるかならぬかわからないような人をあの大きな活字で逮捕というのは、どう考へても法律家でない私どもにはあまりに大きく世間を騒がせるような言葉にしかとれないのであります。大臣はその点について何かお考へはございませんか。

えずに、いずれ裁判で黒白が決するなど逮捕ということにショックを受けない、こういうようなこともあります。先ほどにはいかないかと思いますが、先ほどもお話をありました通り、検察当局といたしまして、訴訟手続をとるからぬかという紙一重で非常に迷う場合がある、そして検察当局が右するか左ざいまして、これで訴訟手続をとりましてもそれほど社会的な影響がなければ、今のよな点は非常に軽くなるのでございます。これは逮捕という字をただ改めただけで御希望のような状態が出るかどうかはわかりませんけれども、また、逮捕という字の持つニアンスからもいろいろと影響があるかと思うのでございます。私は法律の方はしろうとでございますけれども、その御意見は私も共鳴できるような気がいたしますから、今のようなお考えの点はやはり学者、専門家の間にも十分考えてもらつた方がよかろう、かように考えておるわけでございます。

○唐澤國務大臣 このあっせん收賄罪のねらいどころ、この条文が保護しようとしておる法益は何であるかといふと尋ねでございまして、これは前にもお答え申し上げましたところでござりますが、要するに、公務の公正を保持するということと、また一つには公務員の廉潔性を担保する。こういう二つの目的をもって立案いたしておるわけございまして、さらに詳細の点は刑事局長より御説明申し上げます。

○竹内政府委員 ただいま大臣からお答え申しましたように、あっせん收賄罪の保護すべき法益は、公務の公正を保持するということと、公務員の廉潔性を保持する、この二点にあると思うのですがございますが、この両者がそれぞれどちらか一方に偏して立法されておる実例は諸外国にもないようでございまし、また、日本の刑法の規定しておられます演讀罪も、いずれもその両方の意味を含んだ立法例になつておると理解しておるのでございます。しかしながら、提案理由の中で申しましたように、官紀の肅正と申しますか、綱紀の肅正と申しますか、そういうような点と理解しておるのです。しかししながら、特に公務員の廉潔性ということとが何にあるかということを明白にしておいていただきたい。

し、公務員の廉潔性を保持することがこの法案の目的であるとするならば、それは一切の公務員がみずからこれを保持することによって私は目的を達するのでだと思います。さようにするならば、この場合請託を受ける者が公務員でなくともよくなきか、要するに、公務員の廉潔を保持し、あるいは公正を維持するということにあらゆる努力を傾倒していくならば、請託を受ける側の者、働きかける方は公務員に限定する必要はないじゃないか、こう思ふのですが、その点はいかがですか。

○竹内政府委員 公務の公正を主として考えます場合には、ただいま御指摘のように、公務の公正を疑わしめるような、そういう危険な状態に置くような行為は、ひとり公務員たてばかり行われるのではなくして、一般の公務員でない、公務員の身分を有しない者においても行い得るのでございませんが、特に働きかけをします主体を公務員に限定をいたしましたのは、主として公務の廉潔性ということとの保持に重きを置いていたところから、そのような規定をした次第でございます。

○吉田(賢)委員 この法律は、重きを置くとか重きを置かないといふのじゃなくして、日本の一切の行政機構、行政の運用の上で公務員の廉潔を保持し、公務の公正を維持しようということであるならば、今おっしゃったように廉潔性の保持に重点を置いたら、この働きかける側の請託を受けた者を公務員に限定するということは、どうも趣旨は徹底しないと思います。かえつて公務員に限定することによって、その結果は公務員の廉潔性保持に特別なラスになることはないのではないか、

としての廉潔性を保持しようとしたのは、先般も申し上げたかと思いま  
すが、公務員は金によって買収するこ  
とのできないものであるということを  
前提とする考え方でございまして、そ  
の働きかけをいたします公務員は、い  
かなる理由があるにせよ、何がしかの  
動き方をして、それによって報酬をも  
らう、そういうことは公務員の廉潔を  
害するのであるという考え方にして立つて  
おるのでございます。その中で、その  
ような行為は公務員の廉潔をそこなう  
行為でございますが、特に処罰をしよ  
うとしまするのは、一定の限定を加え  
まして、不正な行為をするようにな  
せんをした場合にだけに限定しようと

ところが、現実は、しばしば引用されておるごとに、あるいはヘビに倣するところの町の顔役もおる、あるいは今日本は公務員でない前の官吏のアロー・カーがおる、あるいはまたその他第三者に加担しましていろいろ圧力をかける一般人がおる。こういうふうに、外におるそういう幾多の者が放置され、ただ類似の同じ公務員と刑法七条で限定しておる公務員というその身分を持った者だけを抑えるというのであれば、あなたのおっしゃるそのかごの中における清潔なるべき職あるいは公正なるべき職務行為、それは十分に保護し、それを確保しようとするということではないじゃないか、こういうのです。ほんとうに確保しようとすると、犬もしばるが、同時にヘビもしばる、あるいはイタチもしばる、要するに公務の廉潔を破壊しようとする一切の外の害悪を押えなければ目的を達しないというのです。論理はそういうことなのです。その点におきまして十分に目的を達し得ないということだけはお認めにならなければいかぬ。大体この点はやっぱり大臣も聞いておかなければいかぬのです。私ども基本的にはこの法律には賛成するのですけれども法律案の弱点は弱点として明白にしておいてもらわなければならぬ。完全無欠なような、そんな答弁をなさつたら、それは首尾一貫しません。それは幾多の矛盾、破綻を生ずるのであります。でありますので、公務員でない一般人をしばることをどうしてしなら、それは首尾一貫しません。それは明らかにしておいてもらわねばならぬと思う。

○廣瀬國務大臣 この点はだんだん刑事局長からお答え申し上げた通りでございまして、この法律のねらっておるところの一つは、公務の公正を確保しよう、こういうことでございます。そこで、この公務の公正を害するような働きかけと、いうものは、公務員の資格を持たない者からそういう働きかけをいたしましようとも、あるいは公務員の資格のある者からそういう働きかけをいたしましようとも、いやすくもそのために公務の公正を害するような結果を生むようでございますれば、それら一切ががつゝもの考え方と思うのでござります。ただ、あっせん取締罪と公正を害するような働きかけを阻止したらどうかという御意見かと思うのでございますが、これは考え方によりまして一応ごもつともの考え方におきましては、一応この働きかけは公務員がする場合ということが根拠されるのでございまして、公務員は非公務員に比べて法律制度の上において特殊の権力を持ち、力を保障されておる身分でござりますから、まずそういう身分の者から働きかけを制限するという考え方から出発するわけでござります。それでは、いわゆる官庁プローカーとかいふ者のがある、これが公務員に働きかけられれば、やはり公務の公正を害するといふ点においては影響は同じではないか、あるいはそれ以上ではないかといふような御議論があるのでございまして、なるほど、官庁プローカー等によるいろいろの働きかけによる弊害といふ

うのことでございます。しかしながら、それは事実上の力でございまして、法律制度の上においてその人が力を持つているわけではない。その上、かりに事実上の力であっても、公務の公正を害するという観点から、そういう人の働きかけはやはり法律で取り締めたらいでございませんけれども、しかばなれどございまして、公務員であるがために公務員でない人は一応その働きは自由にしてやはり自分が公務員であるといふことは、公務員としての心がけ、他の一般の公務員でない者よりは国家公共に対し立派に公務員としての心がけを全部犯罪の対象としてこれを規定して処罰する、こういうふうな考え方から出発するか、あるいはたびたび御説明申し上げました通り、日本においてはこれは初めての立法でござりますから、この公務員の働きかけもある限定を加えて、それから、働きかける人にもやはり身分上の限定を加える。つまりいわゆるあっせん取扱行為の中でも最も社会的に見て悪性であるというものだけをとりあげてこれを規定いたしまして、そうして、この法律を実施した暁におきま

にこれを修正するなり、あるいは拡大するなりということを考えいくのが最も穩健である、かような考え方から公務員に対して働きかけて不正なことをやらした場合は全部処罰したらよろしいじゃないかという、これは一つの考え方でございますけれども、しかし、それではあまりにひど過ぎるという考え方があるのでございまして、これを吉田委員のお尋ねに対し私がお答えする際に引例してははなはだ失礼になるかもしれません、従来からのあつせん收賄罪についていろいろ提示された案を見ましても、昭和十五年の改正刑法仮案にいたしましても、それから、一緒に政府案として当時の国会に提案された案を見ましても、また、吉田委員の方の社会党の案におきましても、やはり全部これを身分犯といたらしくて、そして公務員がこれこれのことをした場合に处罚するというふうになっております。私は、まず公務の公正を保持するとともに公務員の廉潔性を保持するという意味から、公務員がこういう行為をやった場合だけを处罚する、こういうような考え方からこの三案ともできておると考えておるのでございまして、私ども、立案をいたすに当たりましても、これらすでに提示されております三案を有力なる案といたしまして、参考にして作った次第でござります。

○吉田(賢)委員 非公務員を処罰することは、選別が技術的に困難であつて、従つて立法技術の困難を伴うといふ御意見でありまするが、公務員以外

の者を処罰しないことによって、公務の廉潔性の保持が困難になるという面は当然出てくると思いますので、その両者はどういうふうはお考えになります。第一に、選別が困難とおっしゃいますけれども、どの点の何の選別か、ますけれども、これは御説明を聞かなければわかりませんが、非公務員を処罰するのと、身分のある公務員を処罰するのと、人間を処罰する関係は、選別することは簡単にできる。果してそれが犯罪に該当する行為であるかということの事実の判断が困難だというのかも知りませんけれども、しかし、この点はあるいは立法技術の上でというよりも運営の本考え方と、もう一つは、むしろそれは立法技術の上でというよりも運営の本考え方と、もう一つは、むしろそれよりも、今のこの法律の目的とするところに対する考え方の違いから出でるのではないか。言いかえまくるのではないだろうか。言いかえますと、もっと端的に申しますと、この法律の目的とするところは、今おっしゃるがごとく、公務の公正、公務員の廉潔性は、今日の日本の社会におきましては、いつものじやないだらうかといふ程度にゆがめられ、もしくは腐敗せしめられ、もしくは侵害せられておるというこの事実に対する考え方の程度が浅いのじやないだらうかといふにも考えられますので、立法技術の末の問題というよりも、この事態に對処することの軽重、大小の考え方の違いから出発するのではないか、こう私は思うのであります。これをなお繰り返して再言しますと、今日の社会は、財政的に、政治的に、経済的に、極度に腐敗したものと思いますので、こういう腐敗に対処する一つの立法措置といったしましてのその考え方方が少し

甘いのじやないか、こういうふうにさえ私は考えますので、これらの点についてお伺いした次第であります。○唐澤國務大臣 今日の社会情勢を見て、公務の公正が破れておる、網紀を肅正する必要今日ほどはなはだしきはない、こういうような認識につきましては、全く吉田委員と私は同感でございまして、あつせん収賄罪を立案いたしましたこの必要性につきましては、だ、私は、一方公務の公正、公務員の廉潔ということを保持しなければならぬ、こういう必要は認めますけれども、そのためにはつぐ間に邁進して、そうしてこの法律ができ上った際においては慎重なる注意をいたしております。この法律の立案における反面の弊害をも忘れてはならない、こうしたことにも立案者といったしましては慎重なる注意をいたしております。この法律の立法规制の必要は痛いたしておりませんけれども、だんだん先ほど来申し上げました通り、この規定は、ある意味においては非常におそろしい規定でございまして、一歩その運用を誤まりますと、非常な弊害を生ずる。民主主義においては、政治下における公務員の善意適正な活動すら非常な制約受けけるという危険性を持つておりますから、その点に

おきますても立案者としては十分なる注意をいたさなければならぬ、かよう先生は選別の点について御疑惑がおられたようですが、私が申し上げますのは、例として、たとえば官庁プローカーなんかあるあつせんであります。ところで、一方主體になれば、廉潔があるじやないかという話をがす

ぐ出るのでございますが、そういうような人々も、やはりあつせん収賄をしたらば犯罪になると書くか、あるいは二つを立法上書き分けるのが非常にむづかしいというので、従つて、何人を問わず公務員に対して不正の作為・不作為をあつせんして、そうしてわいろをとつたりするときには処罪すると書きますると、この处罚の対象は社会全般の人々に及ぶわけで、そういうような大ぶるしきを広げるということは非常に危険ではないか、かように考えまするのみならず、そういうような注意から、先ほど申し上げましたように、從来提示されておりまするこのあつせん収賄に関する三案とも、やはり公務員という身分に限つておるわけでござい

ます。

結論的に申し上げますれば、このあつせん収賄罪を制定する必要性といふことにつきましては、私も吉田委員同様痛切にこれを感じております。痛感いたしておりますけれども、しかし、立案者の責任といたしまして、ただその目的を追うために、その反面にある弊害を忘ることはできない。でありますから、この弊害が起らないようなどいふことを心配いたしまして、そして今日のよんなこの案を作った次第でございます。

○吉田(賢)委員 公務員の廉潔を保持し、公務の公正を維持するということは、この法律案によりますと、主客両方がそうであるということになつております。ところで、一方主體になれば、働きかける側の公務員におきまし

ては、いろいろな制約といいますか、犯罪の要件がこれに規定されてあるようあります。そういたしますると、今法務大臣は、すべての非公務員も含んでしまって、あるいは第三者供賄の規制等はありませんけれども、しかしながら、現実的なこういう被害の想定は、かなり広範囲に非公務員が入るといふことは考えられる。もう一つ、公務員にしてなお請託その他の職務上の不正行為あるいは相当の行為をさせたりさせなかつたりといふ条件を付してありますので、一そく限定をされていくわけであります。こんなに限定いたしまして、働きかける側の公務員の廉潔の保持ということを、今日のどろ沼のような腐敗社会の日本におきまして目撃する、一体ほんとうにそんなお同様痛切にこれを感じております。痛感いたしておりますけれども、しかし、立案者の責任といたしまして、たゞその目的を追うために、その反面にありますから、この弊害が起らないようなどいふことを心配いたしまして、そして今日のよんなこの案を作った次第でございます。

○吉田(賢)委員 公務員の廉潔を保持し、公務の公正を維持するといふこと

してこれを制約してしまっておりますので、私はその点を痛感せざるを得ないのです。これがほんとうのところじやないかと思うのですが、その

ところじやないかと思ひます。これがほんとうのところをやつぱり大臣は

ますけれども、どの点の何の選別か、これは御説明を聞かなければわかりませんが、非公務員を処罰するのと、身分のある公務員を処罰するのと、人間を処罰するのと、人間を処罰する関係は、選別することは簡単であります。第一に、選別が困難とおっしゃいます。第一に、選別が困難とおっしゃいます。

○唐澤國務大臣 今日ほどはなはだしきはない、こういうような認識につきましては、全く吉田委員と私は同感でございまして、あつせん収賄罪を立案いたしましたこの必要性につきましては、

甘いのじやないか、こういうふうにさえ私は考えますので、これらの点についてお伺いした次第であります。○唐澤國務大臣 今日ほどはなはだしきはない、こういうような認識につきましては、全く吉田委員と私は同感でございまして、あつせん収賄罪を立案いたしましたこの必要性につきましては、

甘いのじやないか、こういうふうにさえ私は考えますので、これらの点についてお伺いした次第であります。○唐澤國務大臣 今日まで、この法案につきまして、あるいは第三者供賄の規定がないではないかといふ御批判が世上有るのでございます。また、今吉田委員から御指摘のありましたよう

に、公務員だけの身分犯としたのは狭窄過ぎはしないか、公務員以外の者の身分に限つておるわけでございます。しかし、これは、もしもあつせん収賄罪も处罚の対象にしたらばよくないかといふことは、これも本案から見たら非常に範囲の広いものになるのではござります。しかしながら、現実的なこういう被害の想定は、かなり広範囲に非公務員が入るといふことは考えられる。もう一つ、公務員にしてなお請託その他の職務上の不正行為あるいは相当の行為をさせたりさせなかつたりといふ条件を付してありますので、一そく限定をされていくわけであります。こんなに限定いたしまして、働きかける側の公務員の廉潔の保持ということを、今日のどろ沼のような腐敗社会の日本におきまして目撃する、一体ほんとうにそんなお同様痛切にこれを感じております。痛感いたしておりますけれども、しかし、立案者の責任といたしまして、たゞその目的を追うために、その反面にありますから、この弊害が起らないようなどいふことを心配いたしまして、そして今日のよんなこの案を作った次第でございます。

○吉田(賢)委員 公務員の廉潔を保持し、公務の公正を維持するといふことは、この法律案によりますと、主客両方がそうであるということになつております。ところで、一方主體になれば、働きかける側の公務員におきましてもいくのではなくして、一つの大き

公務員に働きかけて不正な作為・不作為をさせた場合だけが犯罪が成立する、この点が一つのしづりだと考えております。そのほかの請託とかあるいは報酬とかいう点は、私ども実際の学者、専門家、実務家等に意見を聞いてみまして、さほど御心配になるほどの制約にはなってないよう思ひます。が、これはあるいは意見の相違かもしれないが、それがあるいは根本的の考え方の相違から出発するのかもしれません、ともかく、一番大きな差がありとなつておるのは、この不正の作為・不作為をさせた場合という点でござります。これにつきましてはあるいは根本的の考え方の相違から出発するのかもしれません、これも先ほどくどう申し上げました通り、わが国におきましては古い昔から学者、専門家の間にこのあっせん取締罪を立案する必要が唱えられまして、種々論議を戦わして参つたのでござりまするけれども、なかなか学界間の意見も一致を見ずに、今日まで法律とならずに参つたわけでございます。その間におきまして、学者、専門家が心血をそいで研究して、昭和十五年に発表になつております。この一条文を作つた当時の記録等を調べてみましても、やはりもすれば乱用のおそれのある危ない規定であるから、一応の制罰の対象にするのだ、こういうふうに条文ができております。これもやは

り、やたらに広く規定して、およそあっせん取締の行為であれば一網打尽、ことごとく網するというような考え方ではない、だからして、ともかく要求してわいを取った、これはもう自分が要求したのだから、覚悟の上だから、これを处罚するのだ、こういうような考え方でできておったようですが、しかし、今日の学者は、だんだん研究して、要求したことと要求しないことによって悪性を区別することとは理屈にならぬということで、私ももさようと考えましたものですから、このしほりは採用しなかったのでござります。こういうような考え方と申しますのも、この規定はどこまでも必要であるけれども、その反面においてこれはまた運用のいかんによつては非常に危ない規定である、こういうような考え方の間に立ちまして、そして、不正の行為をさせた場合だけをまず処罰をするというふうに間をとつて規定したのでありますて、その内容におきましては最も適正妥当であると確信いたしておる次第でござります。

であります。さっきも申し上げるがごとくに、一般を警戒するためにこのようない完全なものがあるけれども出したのだと、うなづかなければ、それもまたわかります。また、漸次拡大し充実していくのであるというなら、それもまたわかります。それもわかりますが、一体ほんとうはどこがねらいであるかということについて、もしくは確信があるところはどうなのか、ということについて、これはもうしつかりとした考え方を持つてもらいませんと、今後におきまして展開する幾多の問題の取扱いについても、いろいろと問題が問題を生んでくるんじゃないかと私は考えるであります。その点について重ねてあなたの御所信をやはり聞いておかなければならぬ。

を達するということはいかがなものかという考え方を私は持つております。法律の力には限度ありと私は考えておるものでござります。その意味におきまして、今日の政界の肅正と申しますとか、いわゆる官界の綱紀肅正と申しますとか、こういうことは、法律以外の各般の施策によつて初めて期待し得ることと思うのでございます。ただこの条文もその意味においては相当有力な一助となる、かように考えておるわけですが、運用いたしましたその結果によつて、あるいは狭きに失せるならばこれを拡張してもよからう、あるいはあまりに力が強過ぎるならばさらに一つの制約を考えなければならぬ。いずれは運用の結果によつてききるべきことで、現段階におきましてはこの程度の内容が最も適正妥当といふように考えておるわけでござります。

によって何を期待するか。公務の公正を保持することも十分に期待できぬない、公務員の廉潔を十分に保持することもできない、何とならば法は万能でないから、——今の御説明の通りであろう。それならば、一体何を主にしてねらっておられるか。公務員といえども千種万態、ずいぶんたくさんありまするが、一体最も主たる眼目はどの方面に置かれるのか。まず働きかける方はどこに置かれておるのか。これらについてもやはり相当な重点がなければならぬ。公務員の廉潔性の保持が重点だとおっしゃることごとに、あるいはそうでない面が相当なければならぬが、それは、公務の廉潔が失われておる現状にかんがみ、どこを抑え、どこをつき、何を目標にすることが最も適切かということは、立法作業の中途においても十分御検討あつてしかるべき問題であります。何を主としてねらわれたのでありますか。この点を一つ明確にしておいてもらいたい。

○吉田(賢)委員 しかしながら、法律を作ることが社会の要求にこたえんとするためであることは、御説明によつてすでに明らかであります。それならば、どの方面にどういう種類の公務員によつて日本の公務の廉潔が失われてきたか、あるいは侵害されてきたかということは、統計その他の御研究によって明らかにならなければ資料なしにばく然と、魚がおるかわからぬけれども網を打ったということになれば、これは全く不用意の立法と言わなければなりません。そういう意味におきまして、何もことさらに特殊の部類に属する者が対象でなければならぬという意味ではないのですけれども、現実の大きな被害があつてこそこの法律ができたことは御説明によつて明らかであります。それならば、一体どういう方面において主として日本の廉潔なるべき公務が侵害されておるのか、それは相当明らかでなければならぬと思ふ。地域的に職域的に、中央か地方か、あるいは公選によつて出た者か、そうでない者か、何かそこでもつと具体的な資料なしにこの法律を作つたといふことは、それはかえつておかしい。材料なしに、根拠なしに作ったというそりを免れないと思います。その点はいかがでありますか。

ん。と申しますのは、今日あっせん取賄罪を新たに規定しようというのでござりますから、すでに規定がござります。されば、それに基いてそれぞれの法律上の手続をとりますから、りっぱな資料ができるのでござりますけれども、その法律がないためについにその手続を中途半端でやめてしまいますが——お手元へ差し上げた資料もござります。これらからの判定もできますけれども、これが完全無欠な資料といふわけには、数の点から申しても言えないのでございます。しかし、大観をいたしまして、今日綱紀はどこまでも肅正をしていきたい、公務の公正、公務員の廉潔はどこまでも保持していくたいという考え方からこの立案の必要を痛感したわけでござります。

○吉田(賢)委員 すでに犯罪統計といふのは刑事事件になつた、もしくはならんとしたものに限られておるのではありますから、この法律の根拠になる前提資料とは若干縁が遠いわけであります。でありますので、かえつて、そうでない各般の材料がまとめられなくして重大なこういう立法をするということは私はどうかと思う。やはり、経済の計画にしても財政の計画にしても、日本の國のあらゆる重要な社会事象個別の統計等々が根拠になつてできることは申し上げるまでもないことではあります。でありますから、これは相當な根拠がなければならぬと思うのだが、法務省にそういうふうな各般の種類の統計調査等を準備する機関がないとするとならば、これはやはり一考してもらわなければならぬと思います。

そこで、もしかりにここに、世上伝えられるがごとく——日本の憲法の建

前からいたしましても、やはり公選された国会、この国會議員の立場というものが政治的には最も優越した立場にあることは憲法の明示するところあります。あるいはまた現実には行政政府の方が優位であるというような御意見も事実上あるかもしれませんけれども、建前としては国会であろうと思ふ。しからば、もとと集約するならば、国會議員である、あるいは地方においては地方議会の議員である、こういうふうにも一応考えられる。これが最も大きな他の職務に対する影響力を持つておる。つまり影響力を持ち得る地位であり、公務員といふうに考え方されるのであります。それなりとかりにいたしましたならば、公選して出てきた者に対しましては、あるいはその違法のあっせん収賄的な行為につきましては、これはほんとうと言えば、刑法的な罪として縛るというよりも、はりこれは世論がこれを厳重に批判をし、あるいはまた生命である選挙によってこれを明らかにする。そうして、支持しないということであれば落選することは当然である。ところが、そういうことにつきましては根っから十分な考えがめぐらされておらず、そうして、一方この法律によつてあっせん収賄として処罪せんとするのでありますから、公選された議員につきましては、新聞の批判なり、世論なり、ないしは選舉によってその政治的生命を奪うということが当然でありますので、むしろ政府といったしましてはそういう

ことに重点を置くということが、私は最も大事なことであろうと思うのであります。ところが、そうではなくしてこういうことに臨んでいくというのではありませんから、その点につきましては、ものの考え方の軽重、緩急につきましてお考え方方がどうかと思うので、これも御所見をはつきりしておいてもらいたい。

○唐澤國務大臣 このあっせん取締罪を規定する必要性ということにつきましては、先ほど申し上げた通りでございまして、これはわが国の刑法学界におきましても、また世界の刑法学界におきましても、この規定の制定の必要があるという議論が昔から唱えられておるのでござります。刑法体系といつましても、やはりこの一条文がなくてはならないという意見があるのでござります。そういうことで、わが国におきましても數十年來研究して参っております。くどく申し上げるようですが、昭和十五年には改正刑法仮案が発表され、その後にもござります。それから、越えて十六年にいたります。それから、寒施を見たようでございましたが、當時の貴族院で議了いたしましたが、衆議院の議決を得ずにつぶれてしまつた歴史もござります。それから、公務員といいましても、官公署の公務員だけを限つて、そうしてこのあっせん取締に関する戦時の立法もすでに成文法としてかつては実施を見たようなわけでございます。それから、吉田さんの所属しておられます社会党からざいます。また、在野の法曹弁護士連合会等におきましても、この法律の

制定の必要の意見を具申して参ってきています。こういうような識者の意見を多数総合いたしまして、そうして今日あつせん收賄罪の一つの規定を作ることが要るという意見に一致しております。この点が、やはり刑法典整備の上に必要である、時宜に適しているという結論を得出したことには、少しも不自然は私はないと確信いたしております。この点は、吉田さんには、よくこの法案を出されたということでおはめをいただけたものと実は思つておつたのでございまますが、この法案を提出する必要性につきましては、これはもう私は痛感いたしておる次第でございます。ただ、御参考に提示してあります過去における事例は、何分にも数が少うございません。これだけをもつて判断いたしますと、だいぶお話のありました、選挙によって出てきた公務員による働きかけもございまし、そうでない選挙によらざるいわゆる官吏というようなものによるあつせん收賄の行為もあるようですがございまして、種々雑多でございますが、とにかく、いずれにいたしましても、これはあつせん收賄行為でございますから、あつせんを依頼されるような種類の公務員がやはりこの法律に一番縁が近い、こういうふうに考えられるのでござります。

も有力なあっせんを受ける主体になる  
ような地位であることを考えますなら  
ば、法律の効果、影響力の限界と、そ  
してこの立法する目的の広範であるこ  
とと、他にこれを補充しもしくはこれ  
を補足していくべき幾多の方法も同時

法定費用をはるかに超過するというの  
が常識とさえ言われる所以あります  
が、これに対するあなたの具体的な事  
務から来る考え方を一つはつきりして  
おいてもらいたい。

○兼子政府委員 選舉の運動経費の実  
態についてお尋ねでございましたが、  
選挙運動に関する経費につきまして  
は、御承知のごとく、公職選挙法第百  
九十四条の規定によりまして、その支

出金額の制限があるのでござります。  
すなわち、選挙区内の議員の定数を  
もって有権者数を割って得た商に一人  
当り七円の金額を乗じた額が制限額  
に、衆議院議員についてはなつておる  
のでございます。その他の選挙につき  
ましてはそれぞれ金額は違つております  
が、そういう制限額のもとに選挙運  
動が展開されるわけでござります。選  
挙運動の経費につきましては、また百  
八十九条の規定によりまして、当該選  
挙に関する事務を管理する選挙管理委員  
会に提出する、こういう規定になつ  
ておりますので衆議院議員の選挙につ  
きましては都道府県の選挙管理委員  
会、全国選出の参議院議員についての  
み中央選挙管理会に届出がなされてお  
るのでござります。そのような届出の  
記載から見ますと、支出はその法定費  
用の範囲内においてまかなつておるの  
でございます。ただ、実態がそれでは  
合つてないのぢやないか、このようない  
御趣旨のお尋ねでございますが、新聞  
雑誌等では、たびたびそのような記事  
が出てるのでございますが、私ども  
ごく親しい人に個人的に聞いてみます  
と、いや法定費用の中でやつていると  
言う方もござりますし、そのような実

○吉田(督)委員 あなたは事務担当局だから、法務大臣、警視庁長官、刑事局长を前に置いて、当然公職選挙法に違反するような事実がむしろ常態であるというような御説明はしにくい立場にある、これはわかります。けれども、きょうは私は何もそれを主にして議論をするのじゃないのです。そのような金のよって来たるところが問題なのであります。もし選挙費用が法定費用の範囲内で行われて、そしてそれがほんとうに確保されておるというのであるならば、政界の腐敗問題はこんなにやかましく議論しなくてもいいのです。ほんとうはそういうのです。あなたも国会における選挙法改正に関する調査特別委員会の公聴会における何人かの参考人の意見なんかも十分にお聞きになり、あるいはお読みになつたと思うのであります。これらの人人が単に道聽途説を流布したとは私は思えぬのです。一々これは読み上げることはない、あるいはお読みになつたと思うのであります。これらの人人が単に道聽途説を流布したとは私は思えぬのです。一々これは読み上げることはない、あるいはお読みになつたと思うのであります。これらの人人が単に道聽途説を流布したとは私は思えぬのです。一々これは読み上げることはない、あるいはお読みになつたと思うのであります。まさかこれはたわごとであつて架空の事実を言っておるとも私は思えぬのであります。そういうところにやはり問題があるのではないかと思うのです。また、選挙費用を少くするということは、小選挙区案の一つの理由にも言われたことは私も聞いております。安くするとということは、単に法定費用云々というだけでないと思います。実際の経費と

いう意味だと思うのであります。そういう点から見ましても、やはりこれは常識論をやつてもらいたい。常識論でも参考になります。これは選挙法違反として捕捉はしておらぬ、それはそれでいいでしよう。けれども、常識論としてでも、あなたの常識論というものはやはり相当参考に値すると思うのであります。それすらあなたはなお、法定費用内で、届出がそうであるからその通りだと思うということなら、せっかくの時間を空費しますので、実はもう私はお出ましを願ったことは意味がないことになつたのです。だから、あなたの常識なり、社会のこういう常識なり、あるいは公聴会の参考人の意見なり、知名の士のそういう意見といふものをどうお考えになつておるのかと、いうことも含みまして、この点にに対する選挙費用の実態、生態を、もつと常識論でよろしいから、何とか資料としてはっきりしてもらわねませんか。それでも依然として、届出が少いのだから、その通りと思ひますということになるのでしょうか。それはいかがですか。

○吉田(賢)委員 その告示以前のおつき合いといふのは、およそ実際の選挙運動に入つてから使うものとの割合から見れば、数倍、数十倍、こういうふうに普通言われるのですが、その点はどうでしょうか。

○衆議院委員 そういう点については、私ども全くしらうとでわからないのであります。話を聞きましても、そういうことについて十分的確な知識を得ておらないのであります。

○吉田(賢)委員 あなたは、選挙費用、選挙事務等について、しらうと立場にあることは、たれもみな認めておるのであります。あなたが知らなかつたら、日本人全部めくらであります。これじゃややはり公正な選挙はできないんじゃないかと思います。しかし、これ以上言つてもしようがない。

そこで、大臣に伺うのであります  
が、この点は刑事局長でもよろしゅうござります。このような選挙費用といふ問題が、やはり政界、つまり選挙をなす人、公選によつて出てくる議員の一番大きな悩みだらうと私は思うのです。たとえば、一人が百万円使うと、他の人もやはりそれに近い数字が実上要るということになつてくるんじやないだろうか。何人かが五百万円使  
う、そうすると、それは告示後であろ

うと以前であろうとにかくわざと  
もかく要る。そうなれば、今日の国会  
議員にたとえれば、国会議員の給与、  
手当等をもつてこれを支弁することは  
事実上不可能であります。この点はは  
つきりと申し上げたいと思う。ことに  
大臣は選舉の御経験があり、みずから  
一体どうして選舉費用をまかなうこと  
ができましようか。もし法定費用の数  
倍、數十倍要るということであるなら  
ば、その金は一体どこから出てくるの  
ですか。これはやはり、何らかの利益  
を得るか、もしくは特殊な後援者があ  
るか、後援団体があるか、特殊な会社  
その他の経済団体があつて支援してく  
れるか、取つてくるか、もらつてくる  
か、そういうふうにせなければこの選  
舉費用の生みどころはないと思う。現  
に今日国会は解散空氣が濃厚になつて  
おる際でありますので、議員はおそらく  
たくさん登院はしているのだろうけ  
れども、事実上選舉資金の金策に走ら  
れておる人が多いだらうというような  
ことが廊下の立ち話で聞えるのであり  
ます。こういうことを考えてみました  
ときに、一体その金はどこから出でぐ  
るだらうか。その金はやはりある意味  
におきまして国家の財政資金、予算を  
食うというような機会が生じてくると  
私は思います。そこにはあっせん取締の  
機会が待ちかまえている。だから、選  
挙の肅正ということ、あるいはまた  
身辺を肅正して、その方面の公務の公  
正と廉潔性を保持しようとするなら

ば、やはり選挙費用を少くするということ以外には道がないであらうといふことも考えられまするが、現状においてはそれは容易ならぬことである。その金は、明治、大正の時代には、みずから山を売り田を売つて、井戸へいになつたというようなことがあつたけれども、今日はそうではない。今日は議員生活をすると豪勢な邸宅をかまえる人も中にはあるわけであります。こういうわけでありますので、この点は、まことに不可解といふよりも、国民党はもう歎ぎしりして遺憾に思つてゐるのであります。そこで、あなたに伺うのでありまするが、そういうような選挙費用といふものが常識的に考え方でないぶん多額に使われているが、それがこの法案によつては縛られないけれども、一つのあつせん収賄という形で收受されるものが相当あるといふことも想定されるのではないか、こういうふうに思ひます。その点の御所見はいかがでありますか。

ういうようなことになりますれば、自然やはりわいわいろ関係の犯罪が減少するということにならうかと思うのでありますて、やはり、選挙にかけ金が要る、議員生活は非常に金がかかる、こういうことから、ときにはやまつて法規に触れるようなことがあると考えておりますから、根本は、議員生活、選挙、こういうようなものに金がからならないような政界を作らなければならぬい、かよううに考えております。

○吉田(賢)委員 不正行為、相当行為について少し伺ってみたいのであります、毎年お出しになる決算検査報告書によりますと、連年予算執行上不当事項がずいぶんたくさんあがっておりますことは、これはもう顕著な事実であります。たとえば昭三十年度の検査報告書によりましても二千百八十五件に上っております。三十一年度について見ましても、減ってはおりますけれども千百二十八件に上っております。そしてこれは不正行為ないしは不正行為といふように類別ができると思うのであります、これは政府並びに政府関係機関等にわたつておる次第であります。が、ここにいう予算の執行上の不当事項といふものは、一体相当行為ないしは不正行為とどういう関係になるのか、これは一つ刑事局長に聞いてみましょう。

いものと必ずしも概念的に一致しないために、不正行為として掲げております。会計検査院が不正行為として掲げておりますのは、行政法の概念における違法にあらざる行為、違法ではないといつた不正行為をいかなるものか、その辺の範囲は、概念的には私どもの理解するところでは必ずしも明確でないよう思います。されば、これは、会計検査院としての取扱いその他によって、会計検査院としては一定の考え方をお持ちになつて掲げておるものだと思います。

○吉田(驚)委員 それなら伺います  
が、この法律の不正行為というのはどういう趣旨でありますか。これは資料の一にも二にも判例が二、三出ておりますが、不正行為とは要するにどういう趣旨でありますか。

○竹内政府委員 本法案における不正行為は、刑法百九十七条の三のいわゆる枉法取締の規定に掲げてあります。不正行為または相当の行為をさせないというあの概念と同じ概念と私どもは理解しておりますのであります。この枉法取締に関する判例の解釈も、さきに御説明申し上げました通り、ここに不正行為あるいは相当の行為でないといふこの関係は、公務員としての職務上の義務にそむいた作意、不作意、積極行為、消極行為、それを広くさすものかのように解釈してるのでございま

言つたらどうということになりますか。たとえば、国の予算を執行する場合に、ある目的、ある趣旨、ある時期、ある方法で限定せられてこれを執行する、これが職務上の趣旨に従う行政行為であろうと思います。そうでないものは職務上の義務に従つておらないのだから違背するのであるかどうか。

○竹内政府委員 職務上の義務に違背する場合の根拠となる点でございますが、これは各公務員の職務に関するそれが、これの法令を検討して決定するばかりであります。直接法令であります。そこで、根拠がなくとも、その法令を根拠として規定されております、あるいは職務上の訓令、内規、そういうものをもここに法令の根拠として考えて差しつかえないでございます。そういうものに違背することによって、公務員の与えられた職務権限、職責に違反する場合がここにいわゆる不正行為に当るのでございます。

○吉田(賢)委員 それじゃ、相当行為との区別を一つはつきりしてもらいたい。相当行為とは何ですか。

○竹内政府委員 不正行為をなしましたは相当の行為をなさない、この不正行為がと、「又ハ」以下の相当でない行為の二つは、積極、消極の行為、作為、不作為の場合をさすのでございます。判例の解釈によりますると、両者の間に実質的な差はないでございます。申さば、不正行為の裏が相当でない行為、そういうふうにこの解釈としましてはなるのでございます。

○吉田(賢)委員 およそ、官房事務、つまり公務員の職務の執行は、法律に基くか、あるいは政令その他の命令に基くか、さもなければ慣例に基くか、

こういうこと以外には私はないと思つております。それならば、職務上行うべき基準はあるのではないか。それなら、同時にまた、もつと集約して、どうするかが義務行為であり、どうすることがが義務行為の逸脱であるかということは、これは明白になつておらねばなるまいと思います。されば、一般会計に執行に当りますては、これは財政法以下でも、一兆数千億円の国家の予算の執行にあらゆる法律命令等があるわけでありますから、そこで、違法でもない適法でもないまん中のものがある。一体それが何かといふなことで一兆何千億円の予算執行をしていいだらうか。そういうふうに思われます。でありますから、これでは、不正行為が何か、相当行為が何か、明らかに違法ではないだらうか、こういうふうに思われます。でありますから、これはやはり、予算執行の面におきましては、一體不正行為とは何か、相当行為とは何かとということを、この法律実施に当りましては当然明確にしてもわなづらぬ。しかば、三十年の二千数百件、三十一年の千数百件についてもわれわれは考えなくちやならぬと思うのです。特に、その予算執行につきまして、違法でもない適法でもないあいまいなものもあり得るというふうなことでは、どうにもなるまいと私は思つております。しかし、その法令に従いまさいます。しかし、その法令に従いまさいます場合に、法律ないし命令の根拠なくしては行わないというのが原則でござります。

○吉田(脣)委員 判例の例示するところはまことにわざかでございまして、ここにお出しになつておるものが多く、この例ではございません。従つて、われが広範な目的に対処してこの立法をせられた政府の意図をいろいろそんたくしますときには、やはり国家の行政の廉正に向つても相当な決意を持っておられるので、予算の執行面のこととを今伺わんとした次第なのでござります。

そんなら、もつと具体的の例をもうて言ひますと、それは三十年のできでありますが、法務省におきまして、三千九百八月に、随意契約によつて三菱商事株式会社からふとん網五万二千貫を価額三千八百七十四万円で購入しておる。ところが、これは規格に合わぬものであつて、約四百二十万円低額のものを入れておつて、これだけ国に損害を与えておるというような趣旨の案件になつております。今これは、あつせませんの有無というようなその他の法律事件の問題は一応別にしておりますので、要するに不正行為、相当行為と予算執行上の関係を明らかにせんとして伺うのであります。これは竹内局長としている御承知と思いますが、この品物を検査の際に、検査担当官が現品と見本品とを対照するという程度で、現物を十分に検査しなかつたということに原因があるようであります。そうであるとするならば、一体どこが法令の義務に違反したことになるのか、どこも違反しなかったことになるのか、ども違反しなかつたことになるのか、ども原因が第三者があつせんをすることによってこういうような不良品を納入して数百万円の存しないと考えておるのでござります。

損害を国にかけたということになるらば、これはこの場合あっせん収賄の構成が生ずるかもしません。いたしましても、このような場に一体不正行為とか相当行為とかの關係はどういうふうに判断をすべきもありましょか。こういう予算執上の大きな過誤であります。これは、ういうふうに価値判断したらいいでしょう。

はうえ てほのまかの法ほと秋と山アシテ、木シタナリてにゆ と行の内日、非は

いのであります。そこで、案することは、予算の執行ということはやはり法令によつて執行されておるのであります。そして、予算の執行上、当、不当、さらには、正、不正ということと、相当行為の有無、不正行為の有無ということは非常に重大な問題があると思うのです。幾多の想定されるべき不正行為、相当行為といふのが、たとえば国家の財政資金を金融機関から引き出す問題にいたしましても、あるいはまた、不正に補助事業を強要しささといふ場合におきましても、とにかく予算の執行に伴つておる場合が大半だらうと思ひます。そういう場合はまた、不正行為上不當事件として検査院が指摘しました。昨年の数千件の事案というものは、はどうなるのだろうかということは、一応考えませんと、これがあつせん取扱いのほかの犯罪要件が具備しておるやいなやいからいたしまして、少くとも不正行為、相当行為との関連においてこれは相当観察していくということが当然だらうと私は思うのであります。こんなにたくさんに集約して資料の出でるものはないのであります。そこで、この法律案について検査院は御承知かどうかは存じませんけれども、一応伺わねばならぬのであります。

します。会計検査院で毎年——多い年は二千件余り、三十一年度では二千百数十件と、いうものを検査報告に載せて批難しておることは、先ほどからお話をあつた通りであります。まずこの中で不正行為というものが先ほどお話を出ましたが、検査院が不正行為として分類しておりますものは、その二千数百件の中の、ごく一部であります。これは、先ほど刑事局長からいろいろお話をあつましたように、犯罪として起訴されたものだけでございます。すでに現行の刑法なりその他によりまして起訴されたものばかりであります。従ってあつせん収賄というような今問題になつておりますものとは全然関係のないものだけであります。主として公舎の横領でござります。それから、それ以外の、先ほど来話が出ておりますが、いわゆる不当事項の中には法令違反の行為も入っております。それから、大部分が、吉田委員お示しのように、高いものを買ったとか、悪い工事をしたとか、あるいは不当な補助事業に対しても補助金が行つてはいるとか、こういうようなものが數が多いのであります。これが、先ほど御意見のありましたように大部分が公務員のあつせん的な行為が入っているかどうかということは、今までそういうことを実は全然認識しておりません。今までたくさん出ましたケースの中に、公務員が介在して、かりに今度のあつせん収賄罪といふ法律ができました場合には適用を受けるかというようなことになりますと、実は今までこれを全然見ておらぬというふうに申し上げるよりはかないますかと思うのであります。今後どうなる

かという点の見通しにつきましては、ちょっと今とのところ何とも申し上げかねる次第でございます。

○吉田(警)委員 あなたに伺おうとしたことは、不当事項とは何ぞやということでありまして、それとともに、今 の不正行為、相当行為との関連においてこれを明らかにしようとしたのであります。従つて、あっせんが介入しているかどうかなどということは、これまで別個の問題であります。けれども、安いものを高く買ったとすることが直ちに法令に違反しないということも簡単に言えないし私は思うのです。何となれば、もしもっと嚴重に検査したら安く買ったものを、嚴重に、つまり適切に検査担当官が検査しなかつたというような場合に、やはりそれは法令の義務違反をしておるのでないだらうか。そして、そこを一つほどよく検査してくれという請託でももしあつたとすれば、別にまたそういう請託が介入することになりますので、安いものと高く買ったということは直ちに法令違反にあらずということは、私は即断ができないと思います。ましてや、工事の場合は、工事物品の納入等々におきまして、すいぶんとたくさん不当事項があるし、またこれは大ていが一 大ていというよりもむしろ多くが法令に違反しておるのはないか、こう思われます。不当事項の価値をあなたたか ら実は聞こうとした次第であります。

それで、刑事局長におこの点に関連して聞いておきます。不正行為といふのは、要するに、あなたは、判例並びに学説もあるので、大体基本的な觀念がきまつておると、いうふうにおつしゃつておるけれども、犯罪事件とい

うものは、これは幾らでも起つてくるのでありますて、今のこのあげました何千件というものでも、たとえば予算執行の適正化法から見れば、あるいはこれは法律違反になつておるものも相当あるかもしれません。ただし、それが刑事案件として取り上げられるか、犯罪事件として取り上げられるか、使う必要がないかどうか、これはまた別の問題であります。そういうように考えて参りますと、二つや三つの判例があるからといって、不正行為の基準が明確になつておるということは、いかがかと私は思うのであります。凡百の、むしろ無数の無限に拡大していくところの予算の執行のあり方から見まして、複雑な側面から見まして、私は一つ一つが新例になつてくるのではないかと思います。要するに、不正事項とは何ぞや、不正行為とは何ぞやといふことがいよいよどうもわからなくなるような感じさえするのであります。

○竹内政府委員 一般的に申しまし  
て、違法なる命令に対して、下僚が、  
上命下取である行政機構のもとにおき  
ましても、これを順奉しなければなら  
ない義務は、ただいまの国家公務員法  
その他公務員法の規定のもとににおいて  
考えられないものでございます。従いま  
して、違法な命令に対しては、服従し  
なければならないことはないはずでござ  
ります。なお、それで私のお答えに  
なるかどうかわかりませんが、不正の  
行為が凡百の事件の中にいろいろな形  
で出てくるのであって、その凡百の事  
件を調べてみると不正の概念ははっ  
きりせぬのじゃないかという御疑惑で  
あります。が、これは、判例は少數では  
ござりますけれども、明治四十四年以  
来昭和二十九年の判例まで多々あつた  
と思いますが、その間に終始一貫いた  
しまして、この不正の行為とは、公務  
員の職務上の義務に違反する行為であ  
るという、この基本線は動いておらな  
いのでございます。

ついでに、先ほどのお言葉の中に、  
お答えを要する事項ではないかもしれ  
ませんが、お答えを申し上げますと、  
会計検査院のたくさんの不当事項の中  
には、厳密に検討いたしますと、法案  
にいわゆる不正行為に当る場合も少く  
ないのではないかというように実は私  
を置いてごらんになっておるようでござ  
ります。一例をとつて申し上げますと、  
と、物品を購入いたします場合には、  
これは競争入札で購入するのが原則で

○小峰会計検査院説明員 お答えいた



象にならうかと思ひまするが、しかし、自由裁量権があるんだからと、いうので、客觀的には実にけしからぬ、道徳的には不正だといっておりまして、も、それは職務に違背しないのである。こういうことになりましら、一体、もしそうなるとするならば、そういう官庁の役職員といふものは國民より偉い者になってしまふ、こういうようなことにもなるわけでありまするが、そういうような場合は、なお從来のごとくに不当な事項として見のがされていくべきものなのか、あるいは、不正な行為として義務に違背しておる、従つてこの法案の対象になるのかどうか、その点について、不正行為という觀点に立つて一つ御答弁を願いたい。

おっしゃるように、公正な職務行為、職務行為の公正を保持するということは、とりもなおさず国民全体への奉仕であるがゆえに、まるで王者のようにワシマン的なそういう処置をして、それが何ら罪に問われないということになります。

他の例をあげますならば、たとえば融資の問題でもそうです。御存知の通り、選別融資、ひもつき融資、融資はひもがついてるのでなければ貸さない、國家財政資金であっても貸さない、必要なところへは出さぬ、必要なところへは流さぬで、必要でないところへは流していく、そういうところにも、不正とは何ぞやといふ概念をもつとやはり国民主権的な考え方を持ちまして——官僚が天皇の官僚であるとした時代のような錯覚に陥ると、不正行為とは何ぞやということともやはり本末が転倒してしまうのです。そこはやはり、行政的に裁量権があるとしましても、社会常識から見ても明らかに不当でないかというような場合におけるべき内容をここに十分に説明し尽すことはできぬと思います。従つて、同時に、相当前行為もしかり、違法行為あるいは脱法行為、不当行為、凡百のそ

いう行政的な行為がことごとくにして相当明確な態度をもってしなければ、今後問題の処理はできないのではないか、こう考えるのであります。それから、次に伺いたい。これはわいろの問題でありますか、一体判例等によりまして必ずいふとたくさんな例があげられているのであります。社交とわいろの性の関係を少し明瞭にしていただきたい。これは判例でも明瞭であるよう明瞭でないようあります。今日、益・正月の祝儀ということにかこつけまして莫大なものが流されいくと、いうことが慣例になつておりますが、一体これでいいのだろうかどうかどうだらうか。ここにやはりわいろの收受との関係を明確にせんならぬ一つの問題点があるだらう。たとえば、あっせん収賄のあっせんをやります。そうしてそれぞれとある不当な行為をさせ、もしくは相当な行為をさせなかつた、しかし、直ちにわいろをとらない、しかし、年末、益・正月にはどうぞさりもらいます。益・正月の祝儀にかかるましまして持つていくということになりましたら、益・正月でみんな逃げてしまふ。そういうことになりましたら、一体どこに適法性、違法性、妥当性の線を引くべきか。これはつまり社交との関係だと思いますけれども、特に益・正月の関係においてどういう線でわいろの性格がきまるのですか。

公務員に対し不正なことをした、その報酬として受け取るものもあわせてわいろという概念に含めておるのでござりますが、要するに、わいろというのは、公務員の職務と関連のある不当な利益のことをいうのでございまして、ことに、本法案の場合には、報酬としてそのような利益を取る、こういうことでござります。従って、先ほども申しましたように、実費的なものが入らないことはもちろんでございますが、さらに、今の社交的儀礼によつて贈答されるものも、これは報酬としてという説明があつてもなくとも、わいろという概念の中に一般的には含まれていないのでございません。しかしながら、今仰せのように、益・暮れの社交的な儀礼に藉口として多額の金品が贈答される、こういうことはどうだという御質問でございますが、藉口してといふことになりますと、これはすでに社交的儀礼ではないわけではございます。それでは、どのくらいの金品、金額から社交でなくなり、わいろ性を帯びてくるかというこの分れ目の基準でございますが、これを明確に法文で書くことはどうしてできないのでござります。これは社会通念によつて裁判例によつて判断をしてもらうはかないわけでございます。

○竹内政府委員 益・暮れの贈答でございましたならば、益・暮れの贈答として受け取る人、贈る人の社会的地位、この辺をにらんで良識的に判断するはかないでございますが、極端な例を申しますと益・暮れの贈答品として非常に多額の金品を贈ったとしたまして、これは、口では何と申しましても、社会通念上、單なる社交的儀礼としての贈答品とは見られないというふうに判断されるのが常識であるうと考えます。

○吉田(賢)委員 国会議員にたとえてみますと、国会議員の益・暮の贈答で千円は不法利益になるだろうか、一万円は該当するだろうか、三万円相当でなければ該当しないのかどうか、その辺については常識的にどうお考えですか。

○竹内政府委員 非常にむずかしい御質問でございまして、お答えのしようがないのでございますが、一般的には、贈答品でございますが、現金を持つて行くのは大へん失礼な持ち方だと思います。そういう点も一つの基準にならうかと思います。

○吉田(賢)委員 私は金額を申しましたが、金品でいいです。

○竹内政府委員 千円に相当するものは、贈答品であるが一万円ならばいけないとかいうことは、私としてはお答えしにくいのでございます。これは社会通念によって良識により判断していただくはかないと存ります。

○吉田(賢)委員 そういうことについても最終的には判例がきめるにいたしましても、立法技術を担当する政府当局といたしましては、何らかの検討をして、それを示さなければならぬと思

う。大臣はさきにこの法律案の趣旨内容等を書いて国民に知らせたいとおしゃつておられましたが、そういうことを書かずに、千円が不法やら十万円でなければ不法にならぬのやらわからぬようなことでは、國民は適従に迷います。判例幾つかを明示しましても、判例は、そのときの物価指數等の関係もあつて、五百円を不法なりとする判例もあるわけでありますから、その辺がはつきりしない。やはりこらは法律を作る政府の用意といたしまして相当のものさしをお示しになる必要があると思う。そうしなかつたならば、末端の警察官が、お前はあっせん取締をしたのだろうというて検査をするということになるとせられたら、人権じゅうりんになることもしばしばあるわけになります。半面不正は逃がさないようになりますけれども、また無辜の良民を縛ることのないようにすることがわれわれの最も関心を大きくなるところであります。裁判所に行つてきなさいといふので、この法律が乱用されるようなことになつたら大へんであります。けれども、ものさしがはつきりしないので、警察官の職務行為の違反になるやらないやらわからぬ。ある詐欺品の押収を被疑者に依頼せられて、しなかつたということが職務上の相当な行為をしなかつたということで、ここに資料として例示せられておるのであります。そういうことになりますならば、やはり相当その辺のものさしが必要ではないかと思うのであります。要するに、そういう基準を持たぬというのではありませんが、はまことに心細い限りでありますが、

○唐澤国務大臣 いかにもごあつとも  
のお尋ねでござります。しかしながら  
、これは人間わざとしては実にむず  
かしいことでございまして、かりにこ  
こで、どの程度までは益・暮れの儀礼  
と見る、それ以上のものは贈収賄と見  
ると私どもが申しましたからといふ  
て、果してそれが裁判に当つてその通  
りになるかどうかも予言することはで  
きませんし、どうしても拘束力を持  
たせるとすると法律上でもつてぢやん  
と書かなければならぬことになります  
。しかしながら、物価の変動もござ  
いますし、社会情勢もいろいろ違  
います。でありますから、この問題は、  
今度のあつせん收賄罪については、今  
お尋ねでございますけれども、現行法  
の解釈におきましても、何円までが  
益・暮れの贈答になるか、それ以上が  
収賄になるか、すでに問題と言えは問  
題でございます。これはとうてい書き  
たしましては、私ども、これなるかな  
と思つたのでございませんから、そこ  
が検察官の良識に待たなければならぬ  
ところでございます。一番いい例とい  
切れるものでございませんから、そこ  
と党を同じくする佐竹委員から實に  
適例を伺つたのであります。それは、  
佐竹委員の大学在学当時における中村  
進午博士の講義の一端を披露されまし  
て、毛が何本あればばげというかとい  
う設例であります。私はこれは実に社  
会常識をうかがつた適例であると考え  
ておるのでございます。何本以下をば  
げとはいひ、何本以上をばげといわない  
かということは、人間わざではどうて  
い規定できるものでないものでございま

すから、そこは検察官の良識に待たなければならぬ。従いまして、検察官は常々社会常識をよく養成していかなければならぬと考えておる次第でござります。ただいまの御注文、ごもつともござりますけれども、なかなかそれは明らかに申し上げることはむずかしいのじやないか。それはこのあつせん取扱罪についてだけの問題でなくて、現行法についてもすでにそういう疑問があるわけでございます。

う概念には、そういう選挙区を変えるというような場合に、選挙区も入るのであろうかどうであろうか。これは、たとえば甲乙丙丁という議員があつて、この甲乙丙丁という議員が、みずから議員として公正な職務行為ではないと知つておらながらも、自分が当選したいばかりにあるゲリマンダード小選挙区を作ろうとするに立法的に努力する。これはけしからぬ職務違背だと実質的には考えられる。しかもそういうようなことが何らかの圧力でもあるといったまんば、なおさら違法性が加わっていく。それはともかくといたしまして、選挙区といふようなものまでいわゆるこの利益に入るのであろうかどうであろうか。利益とは何ぞや、財産的価値の有無を問わない、人間の自由を満たすものであるならばそれでいいというならば、大いに選挙をやろうとする者が、選挙区を変えることについて莫大な金を投じて、そうして、自分の利益になるようにな選挙区を変える立法努力を職務の実質に反して行うということになつたら、これはもうけしからぬ不当な行為でないかと思うのだが、これはまことに異例な例示であつてちょっと恐縮ですけれども、私は當時そういうことも考えたのであります。利益というものはどこまでこれを考えていくべきかといふことになりましたときに、そういうものも一つの例として考えられるのかどうかということについてのお考え方を一つ聞いておきたい。

べてわいらたり得るというの、從来の裁判例の示しておるところでござります。そこで、今お尋ねの件でございまが、要するに、それが社会通念上客觀的な価値があると一般人が認めておるのであるとしますならば、その限度におきましてわいらに入る余地もあるのじやなかろうか、かよう考えております。

○吉田(賢)委員 政治的獻金の問題ですが、たとえば、法案の通過あるいは阻止を策しまして、そして個人もしくは團体が毎国会におきまして相当に殺到して來、あるいはまた陳情して来ることは御承知の通りであります。そういうふうにいたしまして、ともかくも經濟的な利益があるような法案がずいぶんあります。が、この場合に、法案通過に努力する、ただし、その努力することは、法案の正しいこと、適當であることをいうよりも、政治獻金を一つの目的にしておる、こういうようなことがあります。たゞ、それは一体どうなるであろうか。個人である場合は簡単でありますけれども、團体の行動ということになつたらこれはどうなるでありますか。こういうようなことも実は考えさせられるのであります。が、法律案、予算案その他請願等々、およそ議員として国会で職務上行うべき種々の行為を伴いますこのようなものに、地方、個人または團体として議員に運動して、その法律案を通し、もしくは阻止した予算案を阻止し、もしくは予算案を通しておきたいと思います。これはやはり、政治的信念に基いて行動



申し上げるわけではございませんが、私どもは、この法案に欠陥あり、かようには考へておらないわけでござります。ただ、適用の対象が、たとえば社会党の案から言いましたならば狭いということは、私どももよく自覚いたしております。狭いけれども、その間欠陥ありという言葉づかいは返上いたしたいと思うのでございます。社会党の案と比較いたしまして、一番初めにお話のありました、公務員だけにして、公務員以外の、たとえば官庁プローカーのような一般の人が他の公務員に働きかけた場合が漏れておる、これは社会党案と全く同様であります。が、その次に、不正行為をさせたというような場合だけにしほつたという点は、なるほど社会党案と比較いたしまして狭い、こういうふうに考えます。しかし、私どもは、現段階におきましては、広く一切のあっせん取引行為を犯罪の対象とするということは、法としては少し行き過ぎである、その反面において非常に危険を随伴する、こういう心がまえから、今日の段階において最も適正範囲に犯罪の対象をしほつた、かように考へておるわけでござります。これは單にわれわればかりの考へではなくして、過去において、たびたび申しましたように、学者や専門家は、何らかの条件でしほらないとこの法律は危い、こういう考へから改正刑法仮案のあっせん取引罪に関する条文もやはりしほつてあるわけであります。この案と比較いたしまして、これは要求して取つた場合だけが犯罪になるのでございますが、どっちが広いか、どっちが狭いか、これは私は議論があらうかと思うのであります。が、あ

る実務家に言わせますと、要求してと  
いうことを書いてあれば、要求したと  
いう証拠をあげられないようにしさえ  
すれば彼らでもこの犯罪を犯して免れ  
ることができます。何ゆえに限定され  
たかといえば、これは非常に議論の  
立つのでございまして、この案と比  
べてどちらが広いか狭いかということ  
は、これは議論があるかと思います  
が、とにかく、ある程度までしばた  
ということだけは、私が常に言ってお  
るところでございます。何ゆえに限定  
されることがあります。何ゆえに限定  
されたかといえば、これは非常に議論の  
あるむずかしい条文であり、わが国の  
刑法としては初めての試みであり、そ  
して現段階としてはこの程度の内容を  
処罰の対象とすることが最も適正妥当  
であると信じたからでございます。用  
語の点につきましてもだんだんと御注  
意もございまして、ごもつともな御注  
意と存ずるのでございますが、この立  
案に当たりましては、それぞれ刑法で習  
熟いたしております用語を使い、それ  
ぞれ判例等におきまして一応は解釈が  
きまっておる字句だけを用いまして、  
これらの点におきましても、從来いろ  
いろ提議されておりまする案以上に明  
確を期したつもりでございます。しか  
しながら、これは文字でございますから、  
凡百の社会事象に対して一々、數  
学的に答える出るよう明瞭にはその  
解釈が出ないことは、それはもう吉田  
さんの御配慮になつておる通りでござ  
います。でありますから、これが幸い  
にして法律となりました暁におきまし  
ては、この解釈につきましてはでき得  
たさないよう注意を与えなければな

らぬと考えておる次第でございます。  
○石井(榮)政府委員 本法案の御審議の状況を伺つておりますが、まことに重要な問題点のいろいろある法案である、かように存じておる次第でございます。本法案が成立の暁におきましては、私ども立法の趣旨を十分に体しまして、犯罪構成要件等に関する限りでは、第一線の警察官に十分指導、教養を加えまして、検査の行き過ぎのない、適正なる検査を行われますよう十分配慮をして参りたい、かように存じております。

○町村委員長 大体明日で一応審議は終る、明後日ももちろん総括的にはあります。それで打ち上げということになるのでござりますか。少ししまくりの傾向があるではございませんか。

○町村委員長 大体明日で一応審議はござりますが、その点について伺うことです。明日、明後日二日間こわにかけたい、大体こういう申し合せになつております。

○志賀(義)委員 重大な問題がござりますので、この問題についてはまだ大聴会その他のことも十分必要かと思ひます。そのため、その点について伺いたいのであります。先ほど唐澤法務大臣は、佐竹委員の質問のときに出たはげ回答を引用されたが、唐澤法務大臣の本法案の説明によりますと、「近時各地に多數発生を見たいわゆる暴力団、愚連隊等による殺傷暴力事犯の実情にかんがみまして、これが取締り処理の適正を期するため、所要の改正を加えようとするものであります」と、それが申さば防撃法務大臣の本法案提案の理由、先ほどのお言葉に対する、はげの定義であります。そして竹内刑事局長はこの点について次のように形容されております。「次に、第三百八条の二は他人の生命等に害を加えることを目的とする、凶器の準備を伴う集合行進を处罚する趣旨の規定であります。最近、いわゆる暴力団等の勢力争い等に関連してなぐり込みなどのため相当数の人員が集合し、人心に著しく不安の念を抱かしめ、治安上憂慮すべき事態

態を惹起した事件が相次いで発生している実にかんがみまして、新設したものであります。」こう言われております。

体法務大臣の言われたことと同じ趣

であります。が、昨日古屋委員の質問

として、労働組合その他の団体、こ

はやくさでもグレン隊でもございま

んが、それのすわり込みにも適用す

ということになりますと、これは毛

生えているところをあげだという規

をすることになるのであります。そ

点の食い違いについて、竹内刑事局

の言われたことは、提案趣旨で肩澤

務大臣の言われたことからだいぶは

出しておますが、その点はいかが

ござりますか。

○唐澤國務大臣 刑事局長の説明い

しましたことも、私が申し上げてお

ますことも、全く同様と思うのでござ

ります。この規定は、われわれ二人

それぞれの立場で説明をいたしまし

通り、グレン隊その他暴力團が相対

して殺傷事件を引き起したものとい

うものを対象として立案いたしましたのでございまして、労働組合の運動、それ

準する大衆運動等におきましては、

の規定は全く無縁の規定と考えてお

ます。労働組合運動等におきまして

他人の生命、身体、財産に対して共

して害を加える目的なんかあろうは

もございませんし、またこの場合に

器なんかを準備するはずもございま

んから、ただいま御指摘のようない

は二百八条の二とは全く縁がない、

ように考えておるのでございます。

○志賀(義)委員 竹内刑事局長から

伺いたい。

○竹内政府委員 私もただいま大臣からお答えいたしました通りの趣旨のことを申し上げたつもりでございます。御質問の中に、こういう法律ができますと一人歩きをするのじゃないかというようなことから、それに関連して、労働運動あるいは大衆運動等においてこういうものがひっかかる場合がないか、ひっかけないか、それならば、労働組合のものは含まないという意味で職業的暴力団という趣旨の規定をまず主体として、犯罪の主体は職業的な暴力団とするとはできないかという御質問が古屋委員からございまして、そういうことは立法技術上できないのでありますて、もしもかりに今の二人以上の方が生命、身体に対して害を加えるような目的で、しかも凶器を準備してというようなことが大衆運動や労働組合運動の中にある——そんなことは私どもは考へてもおりませんが、かりにそういうものがある場合には、主語がそうなつておりますのですから、法律の解釈としてそういうものに適用がある場合がないとは限らぬが、そんなことは大衆運動や労働組合運動にはない、暴動とかなんとかいうこととなれば別でございますが、そういう趣旨のことをお答えしたように、私も速記録を見ておりませんが、記憶しておるのでございまして、私の申し上げようとする趣旨は、職業的暴力団という犯罪主体を二百八条の二に明記することが立法技術上困難であるということを申し上げたのにほかならないのでございまして、趣旨としましては、今大臣も申されましたように、いわゆる暴力団に対して最近の状況にかんがみて手

なお、お手元にきょう配付をいたしましたが、法制審議会の審議の過程におきましても、私どもはかりそめにも大衆運動や労働組合運動を対象としたような意図は少しも持っていないことは、この審議会の全過程を通じておわかりいただけることと思いますが、全くそういうような労働組合あるいは大衆運動といったようなものにこういう法律が適用される場合があるうとは考えていないのでございます。その点御了承願います。

○志賀(義)委員 現行法律では今の暴力団ややくざ団体が取り締れないのではないか。特にこういう立法をやるのはどういうわけでございますか。

○竹内政府委員 これは昨日もどなたかの御質問で申し上げた事項でござりますが、現行法におきましては、御承知のように、百七条の不解散罪、ということがございますが、別府の暴力団の事件などを見ましても、神戸から、あるいは京阪神から暴力團が逐次集まって応援に行っておりますし、また北九州その他から、いわゆる暴力團の一昧の者が、これまで他の一方を応援するため、別府へ乗り込んでおります。ところが、そのような事情はすべて治安当局にはわかつておるのでございますけれども、いまだ手のつけようがない。現実に凶器を持っておりますれば、銃砲等所持禁止令に触れる場合もありますが、その刀が登録した刀でござりますと、そういうものを持っていても差しつかえないという大審院の判例も出でるような始末で、そういうふうに集まっていく場合を傍観して見ていなければならぬ。そうして、い

どころにそれぞれ勢ぞろいをして、刀は床の間に幾振りも並べてある。拳銃もあるといったような状態であるにかわらず、これを市民の大きな不安を醸成しないうちに解散させるというわけにもいかぬというので、そういう今や血の雨の降ろうとするその直前まで手をこまねいて見ていいなればならないというのは、現行法のはなはだしい不備でございます。そういう暴力が現に存在し、それが一再ならず発生しております状況にかんがみますから、そういうものを集合して対峙するといつたような緊迫した状況に至らぬ前において取締りしたいというのがこの法案のねらいでございます。

續る相手の方だけを言っておつて、この法律を運用する人々の方では、法務大臣のような人がこういう花輪を巻いておらぬでござります、これについては何ら言及されてない。この点、法務大臣いかがでしょうか。

○石井(榮)政府委員 暴力団と警察がなれ合いになつておるというふうなやう尋ねでございますが、私の承知いたしておるところでは、そういうことはないと信じております。かつての警察におきまして、一部いわゆる町の暴力団の親分といったような者と地元の署等と親しくしておるといったよなをなわきを昔において聞いたことはござりますが、今日の警察はそういうことはありませんから、御安心を願いたいと思います。

○唐澤国務大臣 警察と暴力団とのことは、ときに新聞、雑誌等にそいつと記事が掲載されますから、社会の人たちは何か非常にくされ縁があるよと大に誤解する傾向があると私は申上げてござります。さよなることございませんから、今長官からお答えのありました通り、そういうことがわかり次第、これはしかるべき処置しておることは必然でございまして、たくさんの警察官のうえですから、たまに不心得の者があるいはなきを保しがたい場合もありますようが、わかり次第それは廃止いたしております。

それから、たまたま今お話を出ました中村前法相の場合でございますが、これは私も後任者といたしまして当時の速記等も読んでみたのでござります。

委員会で率直なお話があつたようですが、さいまして、そのとき志賀委員御出席になつておつたかどうか存じませんで、されども、前法相は御自身では全然知らないことであつて、その当時の実情をお話しになりまして、皆さんが了承されておる様に、私は速記録を拝見しておるわけでございます。暴力団と、これを取り締まる立場にある者との関係は、何か一つあれば、いろいろと針小棒大に伝えられますけれども、そんなものではございません。現行法をでき得る限り生かして。これを活用いたしております。十分な取り締りを励行いたしております。ことに、先ほどもお話をありました通り、三悪追放の一つといたしまして暴力の追放ということがございます。こういうような政府の考え方から、暴力追放につきましては、警察官、検察官力を合せまして万全の措置を講じておる次第でござります。

キモノヲ取締ル云フ目的ハ、毛頭持チテ居ラヌノアリマス」、こう言つておられます。ちょうど今竹内さんが言われたこととそっくりそのままなんですか。ところが、その後今までのこの法律を実施した結果を見ますと、大部分がやはりそういう方面へ適用されておるのであります。ですから、立案者の方でそういう保証をされても、その通りでござりますとは申しかねるのです。現にこの法文の中にもいろいろとその危険があります。人口の大きさから考へてもその危険があるのでございます。

○中川政府委員 われわれがつかまつたもので、大体六万人くらいでございます。

○志賀(義)委員 ところが、労働組合だけでも三百六十万ございます。いろ

いろな団体が今日新しい憲法で自由を保障されてやつておるのであります。

原水爆反対運動の署名者は三千万人をこえております。こううときに当つて、この法律が一人歩きをし出した

井警察官長官も吉田委員の質問に対し、この運用については十分慎重にす

ると、成立のときには言われておりますが、どうも信用ができません。これは菅生事件でござりますが、たとえばあの戸高公徳という警官のありかを笑きとめたのであります。これは共同通信社と正木弁護人、こういう人々でありました。これは、竹内刑事事務局長の御説明によりますと、「ここに『刑事被

告事件』と申しますのは、すでに公訴提起され裁判所に係属している事件だけではなくて、捜査中のものをも含んでおります。ちょうど今竹内さんが言つてありますように「面会ヲ強請シ」とありますのは、客観的な諸般の状況から合理的に判断して、知識を有していると認められる者をいたしまして、捜査中のものも含まれております。『面会ヲ強請シ』とありますのは、相手方において面会の意思がないことを知りながら、しいて面会を求めるなどをいたしまして、『強請』とは、他人に対し、言語をもって、して自己の要求に応ずる場合には、ああいう場合はどうなるのでありますか。ことにこれは警察の方であります。この法案が不幸にも成立した場合には、ああいう場合はどうなるのでしょうか。この法案が不幸にも成立した場合には、ああいう人が当つておつたはずかくまつておられるという形跡が濃厚なものであります。警察方面のことは通称児玉といふ人が当つておつたはずで、この方は警備課長もよく御存じだろうと思ひます。こういう場合にはどうなるでしょう。

○竹内政府委員 菅生事件の関係につきましては、別途お答えを申し上げたいと思いますが、先ほど志賀委員からお言葉のありました、一人歩きをすることがあります。私は一人歩きをするといふことを申上げてお答えをしたいと

思ひます。

それは、この暴力立法の立案形式ですが、どうも信用できません。これは学者の一部にも、暴力立法の必要性について異論のないところでございますが、これにつきましては、たがるのでございます。そういう意味で、私どもの意図しておるような暴力團、グレン隊等の暴力をチェックいたしましたために必要な暴力立法、この点につきましては異論のないところでござります。

○志賀(義)委員 第二の点はいかがですか。

○竹内政府委員 菅生事件のどういうところがどういうのに該当するかどうかという点でござりますが、ちょっとと御質問の趣旨をくみとつております。この点を重ねてお願いします。

が、ことに特別法に規定をいたします場合には、とかくそういうふうになります。たがるのでございます。そういう意味で、私どもの意図しておるような暴力立法、この点につきましては異論のないところでござります。特にそういうような御意見もありましたけれども、刑法の中に書くことによりまして、しかもそれがこれに関係しておる、その背後があ

はどういうことになりますか。菅生事件に關係がある事情を知った人間でございます。面会を強要したとかなんとかいうことになるのでござりますか。

初めは、この法廷では証人として喚問したんですよ。ところが、だんだんダメイト事件のことが明らかになつてきて、共犯ということになつた。ところが、それでも事件を糊塗し切れず、

今は、警察の方で内部からダイナマイトをしかけたらしいという鑑定書までが出る始末なんですね。

○山口(喜)政府委員 戸高君が警察大

学校の運動会にて、その日の写真があつたことは、私存じております。これは警察庁に霞会という友説的な団体がありまして、運動会をやるときに、警察大学の校庭を借りてやっておは、警察大学の校庭を借りてやっておることがたびたびござります。従つて、当時戸高君は、あの調査によつてわかりました。臨時雇として資料の整理の方の仕事に携わっておったのであります。戸高君という名前で働き、その運動会にももちろん出ておりました。それから、配給を学校で受けておつたと言われましたが、戸高君は昭和三十一年の四月の終りに、たしか警視庁を退職いたしておるのであります。大学校で一大学校でといいますか、中野区の町のところに登録をしておりましたのは、たしか三十一年の九月ごろの時期であったように私は今記憶しております。従つて、これは警視庁を退職したあと問題でございまして、この点については、戸高君にその関係はよく聞きただしてみればわかると思いますが、少くも警察大学の構内あるいは寮等に住んでおつたという事実は、全くございません。これは私

責任を持つてお答え申し上げます。

○志賀(義)委員 私は、住んでおると申しません。そこは答弁のトリックです。

警察で配給を受けておつて、実はそこに住んでいなかつたんです。

しかし、菅生事件の事實關係について

今ここで争う必要はございません。

竹内刑事局長の御説明によりまして

も——こういう事件があります。有名なメーデー事件ですね。この事件につ

いて、これは蒲田署の小幡充親といふ

警察官が、東京地方裁判所で証人として

呼ばれたことがあります。そのときに

この巡査は蒲田警察署の公安係でありました。同僚一名とともに私服で神宮

神宮外苑のメーデー会場で警官からビ

ストルを奪い取ろうという相談をし

て、そういう情報を警察が入手したの

で、この二人が私服で会場を行つた、

ところが、当日メーデー会場に行つた

警官はピストルを持つていなかつたの

で、その危険はなくなつた、それから

警官宅で四名の者が集まり、五月一日には

神宮外苑のメーデー会場で警官からビ

ストルを奪い取ろうという相談をし

て、そういう情報を警察が入手したの

で、デモ行進の前になりになつて、

その運動会にももちろん出ておりま

す。それから、配給を学校で受けて

おつたと言われましたが、戸高君は昭和三十一年の四月の終りに、たしか警

視庁を退職いたしておるのであります。大学校で一大学校でといいますか、中野区の町のところに登録をしておりましたのは、たしか三十一年の九月ごろの時期であったように私は今記憶しております。従つて、これは警視庁を退職したあと問題でございまして、この点については、戸高君にその関係はよく聞きただしてみればわかると思いますが、少くも警察大学の構内あるいは寮等に住んでおつたという事実は、全くございません。これは私

がなければ証言することはできない、と拒否しております。そこで、弁護人は申しません。そこは答弁のトリックです。

被告の方から、裁判所に証言命令を要

求いたしまして、証言命令は出せな

い、この証人にこの点の証言をさせて

よいか否かを警視監に問い合わせる、

こういう裁判所の発言であります。警

視監はこれに対して次のように回答し

ております。「こういうことを証言させ

ると今後警察に対し一般国民の協力

を得ることができなくなり、ひいては

国の大利益を害することになるか

ら証言させることはできない」。こうい

うこととを言っておるのであります。裁

判所はこれを採用しておる。法律の判

断は裁判官が行うのであって、一行政

官吏の判断に拘束されるということは

ないはずであります。浜口裁判長は

これを採用しておる。そうなつてきま

すと、今度の法案で、つまり凶器を

燃禁止運動などをなさる人はそんなも

のをお持ちになつてはいけないの

からりますように、アクセサリーに胸に

はぶら下げておませんが、——原水

爆弾を持つておなかつたの

で、そういう情報を警察が入手したの

で、その危険はなくなつた、それから

警官宅で四名の者が集まり、五月一日には

神宮外苑のメーデー会場で警官からビ

ストルを奪い取ろうという相談をし

て、そういう情報を警察が入手したの

で、デモ行進の前になりになつて、

その運動会にももちろん出ておりま

す。それから、配給を学校で受けて

おつたと言われましたが、戸高君は昭和三十一年の四月の終りに、たしか警

視庁を退職いたしておるのであります。大学校で一大学校でといいますか、中野区の町のところに登録をしておりましたのは、たしか三十一年の九月ごろの時期であったように私は今記憶しております。従つて、これは警視庁を退職したあと問題でございまして、この点については、戸高君にその関係はよく聞きただしてみればわかると思いますが、少くも警察大学の構内あるいは寮等に住んでおつたという事実は、全くございません。これは私

はじめ調べなければならないというこ

とにありますと、警察は何でもかん

もやれるということになります。どこ

の団体にもスパイを入れて調べてもい

いということになる。われわれの見る

ところでは、この法律にはそういう伏

線があるのであります。その点はいか

がですか。

あまり急がれなくてもいい

じゃないですか。

○竹内政府委員 ただいま志賀委員の

速記録でございまして、本来取扱いと

をこの改正案の審議のためにきょう午

後になって渡されたのです。

○志賀(義)委員 それはわかりまし

た。

○竹内政府委員 ただいま御指摘のよ

うな伏線などはございません。また、

事実、別府事件でも小松島事件でもわ

かりますように、アクセサリーに胸に

はぶら下げておませんが、——原水

爆弾を持つておなかつたの

で、その危険はなくなつた、それから

警官宅で四名の者が集まり、五月一日には

神宮外苑のメーデー会場で警官からビ

ストルを奪い取ろうという相談をし

て、そういう情報を警察が入手したの

で、デモ行進の前になりになつて、

その運動会にももちろん出ておりま

す。それから、配給を学校で受けて

おつたと言われましたが、戸高君は昭和三十一年の四月の終りに、たしか警

視庁を退職いたしておるのであります。大学校で一大学校でといいますか、中野区の町のところに登録をしておりましたのは、たしか三十一年の九月ごろの時期であったように私は今記憶しております。従つて、これは警視庁を退職したあと問題でございまして、この点については、戸高君にその関係はよく聞きただしてみればわかると思いますが、少くも警察大学の構内あるいは寮等に住んでおつたという事実は、全くございません。これは私

ですか。あまり急がれなくてもいい

じゃないですか。

○竹内政府委員 ただいま志賀委員の

速記録でございまして、証言命令を要

求いたしまして、証言命令は出せな

い、この証人にこの点の証言をさせて

よいか否かを警視監に問い合わせる、

こういう裁判所の発言であります。警

視監はこれに対して次のように回答し

ております。「こういうことを証言させ

ると今後警察に対し一般国民の協力

を得ることができなくなり、ひいては

国の大利益を害することになるか

ら証言させることはできない」。こうい

うこととを言っておるのであります。裁

判所はこれを採用しておる。法律の判

断は裁判官が行うのであって、一行政

官吏の判断に拘束されるということは

ないはずであります。浜口裁判長は

これを採用しておる。そうなつてきま

すと、今度の法案で、つまり凶器を

燃禁止運動などをなさる人はそんなも

のをお持ちになつてはいけないの

からりますように、アクセサリーに胸に

はぶら下げておませんが、——原水

爆弾を持つておなかつたの

で、その危険はなくなつた、それから

警官宅で四名の者が集まり、五月一日には

神宮外苑のメーデー会場で警官からビ

ストルを奪い取ろうという相談をし

て、そういう情報を警察が入手したの

で、デモ行進の前になりになつて、

その運動会にももちろん出ておりま

す。それから、配給を学校で受けて

おつたと言われましたが、戸高君は昭和三十一年の四月の終りに、たしか警

視庁を退職いたしておるのであります。大学校で一大学校でといいますか、中野区の町のところに登録をしておりましたのは、たしか三十一年の九月ごろの時期であったように私は今記憶しております。従つて、これは警視庁を退職したあと問題でございまして、この点については、戸高君にその関係はよく聞きただしてみればわかると思いますが、少くも警察大学の構内あるいは寮等に住んでおつたという事実は、全くございません。これは私

ですか。

あまり急がれなくてもいい

じゃないですか。

○志賀(義)委員 ただいま志賀委員の

速記録でございまして、証言命令を要

求いたしまして、証言命令は出せな

い、この証人にこの点の証言をさせて

よいか否かを警視監に問い合わせる、

こういう裁判所の発言であります。警

視監はこれに対して次のように回答し

ております。「こういうことを証言させ

ると今後警察に対し一般国民の協力

を得ることができなくなり、ひいては

国の大利益を害することになるか

ら証言させることはできない」。こうい

うこととを言っておるのであります。裁

判所はこれを採用しておる。法律の判

断は裁判官が行うのであって、一行政

官吏の判断に拘束されるということは

ないはずであります。浜口裁判長は

これを採用しておる。そうなつてきま

すと、今度の法案で、つまり凶器を

燃禁止運動などをなさる人はそんなも

のをお持ちになつてはいけないの

からりますように、アクセサリーに胸に

はぶら下げておませんが、——原水

爆弾を持つておなかつたの

で、その危険はなくなつた、それから

警官宅で四名の者が集まり、五月一日には

神宮外苑のメーデー会場で警官からビ

ストルを奪い取ろうという相談をし

て、そういう情報を警察が入手したの

で、デモ行進の前になりになつて、

その運動会にももちろん出ておりま

す。それから、配給を学校で受けて

おつたと言われましたが、戸高君は昭和三十一年の四月の終りに、たしか警

視庁を退職いたしておるのであります。大学校で一大学校でといいますか、中野区の町のところに登録をしておりましたのは、たしか三十一年の九月ごろの時期であったように私は今記憶しております。従つて、これは警視庁を退職したあと問題でございまして、この点については、戸高君にその関係はよく聞きただしてみればわかると思いますが、少くも警察大学の構内あるいは寮等に住んでおつたという事実は、全くございません。これは私

度に達しない証人などに対する面会強制請または強説威迫の行為、こういうことになつておるのであります。事件が社会的に非常に反響を呼びますと、警察側の証人などに対しいろいろとまた問題が起つてくる。現に裁判所に対

してさえお書きが来ることがありましたが、松川事件その他でもある。こういう場合はどうなるのですか。

しては、犯人隠匿、証拠隠滅を防いで公正なる裁判を保障していくこうという考え方方がここに出ておるわけでございます。そして、百五条の二は、「審判者」というのは、そこに解説した通りでござります。そういう者に対しても、行・脅迫に至らない威迫行為を加える場合を取り締らうとしておるのでござります。これは御説明の際にも申し上げたのでございますが、最近暴力団がいわゆる脅迫に至らない、また現実的具体的な暴力をふるわないでのござりますが、おかげさまでどうようと/or>とで、これはおかげさまでということ非常に証人、被害者等に圧力になりますとして、そのためには取調べの際に出て来ることを拒否する、あるいは出て参りましても十分な供述をしてもらえない。今の裁判はそういうう意味でござりますが、そのおかげさまでということのお礼参り、これが非常に

と、裁判の迅速公正な手続を進めるわけにいかないということからまして、暴行・脅迫に至らないものでも、おかげさまでといったようすに押しかけて、といって畏怖させるようなやからをここで取り締らうというのがこの百五条の二の立法趣旨でございます。

○志賀(義)委員 やくざのことを伺つておるのでないのですよ。たとえばある会社で争議が起つたとします。社長と争議団とが争議のことについていろいろ交渉をするといふときに、この改正案が成立した場合には、社長の方でこれを利用して、どうも生命・財産

の危険がある、こういうふうなことがありますね。そうしたときに、それが裁判になつたとします。刑事案件になりますね。なつた、捜査中の事件になりますね。その際に、その席におつた社長側の人たちがいろいろ証言するということになります。事実そういうことが起つた場合に、あなたはそういうことはありませんと言われても、必ず利用されるおそれがあるのでですよ。それはいかぬのです。今までそういう事例が多いのです。

○志賀(義)委員 そういうようになりますけれども、実際にこちらが一つの軍とか艦隊とかいえど、これは大きいものでしよう。ドスやピストルとは違いますね。去る三月二十三日に日本共産党が人民艦隊を編成しておつたといふことが警視庁公安一課から発表されました。これはどの新聞にも出ておりました。放送もされました。調べてみますと、公安一課では一々記者会見をしておるひまがないので文書で配つて出したというのです。人民艦隊、一つの艦隊を持っておるということ、これは大へんなことあります。日本共

産党はかつて中核自衛隊という陸軍を持つておった、今度はそういうものを持つておるということを警察の方で言われ出した。そんなものは事実ありませんけれども、陸軍を持った、海軍を持った、これは選挙でもきてごらんなさい、今度は警視庁が、共産党は空軍を持つているということを言わないといふ保証はありませんよ。三軍そろえて共産党は持ってるという誹謗だつてできます。人民艦隊——艦隊というからにはこれは艦砲その他の兵器を持つておるものをいうのでしょうか。どうして警視庁がそういう名前を出されたか。実は、こういう法案を通しておる前に、選挙前に共産党にけちをつけるために、こうすることをすらやられているのです。そういうふうに竹内刑事局長が純真な意図を持つておいでにならずとも、もうこの法案の成立しない前からそういうことがやられているのですよ。それで、公安課長の御答弁では、私どもは選挙妨害をやるとか共産党を誹謗するとか、主觀的にそういうことは少しも考えておりません、こう

言われましたけれども、客観的には  
ちゃんとそういうことになつてゐるの  
ですよ。それと、今度は、船に乗つた  
人が密出国の疑いがあるというのでつ  
かまつたのです。その中に一人小川原  
という共産党員がいます。これは長野  
県の共産党的組織の一役員でありま  
す。弁護人が面会して調べたところに  
よりますと、自分は共産覚の一地方組  
織の役員——これは唐澤法務大臣と同  
郷の長野県の人であります。それ以外  
に何の関係もないといふのです。それ  
を一人ぼこりと検挙しておいて、さあ  
共産党に関係がある、こういうふうな  
○志賀義委員 私は二百八条の二に  
関しても申しておるのであります。兩  
方ひっかけて申しております。志賀委  
員は何でもと言わればと言われます  
が、菅生事件ということ、メーデー事  
件の蒲田署の警官、これは私は具体的  
事實について例証をみなあげてゐるの  
です。人民艦隊とか、これは警視庁の  
公安一課が名づけ親でございますが、  
ありもしないことまでも人民艦隊なん  
という名を警察が現につけておるで  
しょう。艦隊なんか持つてたら、これ  
は内乱予備罪ですよ。そうでしょう。

ことを言われるのです。推定によつて何でもできる。暴行・脅迫に至らないもの、ああいうようなものもやれるということになると、警察なり検察院なりが推定すれば何でもやれるということになります。事件が起つたときに、ことに暴力行為を取り締るために、これは武器を持っているとあなた方が判定を下されば、何でもできるということになるのですよ。そういう点の保証はこの法文ではちっともないじゃないですか。

○竹内政府委員 志賀委員のように、何でもとこうおっしゃれば、これは何でも言えるわけでございますが、この法案は、先ほど申しましたように、百五条の二は、犯人隠匿及び詫諭滅の章に書きまして、これは証憑隠滅、そういう趣旨の規定であることを、私が言うのじゃございません。この百五条のすわっております位置がそれを説明しておるのでございまして、そういう趣旨によつて理解すべきものであると、いうことが立法的に明らかにされるのでござりますから、そのような御懸念

そういうことを広報活動が警視庁が渠にやつている。私が頭の中で何かこの法案でやられるのじゃないかというおそれを抱いて言つているのじゃないのですよ。現に起つてゐる事実、またこれまでの暴行行為取締りの実際の運用の面、こういう事実に基いて言つていいのですよ。ですから、何でもといふうにごまかして言わないで、この法案が法律として制定したら——今だつてそういうことはやつてゐるのです。先ほど警察庁長官は、決して現在の警察にはそういうものはございませんと言われましたが、現にそういうことをやつてゐるんだから、事実に基いて私は発言しているのですから、あなたの方で想像しないで、その事実に基いて言つてることに、はつきりした御答弁を願いたいのです。

○竹内政府委員 御設例の場合、何か情報を提供したことを隠すとか、いろいろお話でございまして、二百八条の二について……。(志賀委員「両方です」と呼ぶ)両方だというお話です。

が、もし二百八条の二について申しますならば、私は、これは志賀委員は非常に安心しておられるのじやないかと思つて、いたくらゐなのでございまして、いかなる労働組合運動にも、あるいは大衆運動につきましても、他人に皆を加える目的で二人以上の者が集まり、しかもその人たちが凶器を携えて、治安のおさまつておりますこの日本の現国情において、そのようなことをすることがあるはずがないので、もうそのこと自体が明白に暴力団を対象としたものだということでおわかりいただける、この点は私あまり説明を要しないのではないかというふうに思つておりました。それから、百五条につきましては、先ほど申しましたように、ちゃんとと証憑廢滅の章に書くことによりまして、この立法趣旨を明らかにしておるのでございまして、今のようないい御懸念はないと思つていただいて差しつかえないというふうに考へるのをございます。

動について、報償費の使い道をはつきりしろ、こう言われたが、その発表がございません。愛知官房長官はここに来て言われましたけれども、何ら具体的な内容は言われないのです。心配する必要はないと言われるが、現にございません。それに、破壊活動防止法、あれほどやかましい制限規定がある法律でありながら、きょうはここにはおられませんけれども、公安調査庁では何と言ったか。前中村法務大臣は、共産党を対象としておりませけれども、こういうふうに言われましたけれども、公安調査庁の長官以下、共産党と在日朝鮮人総連合、この二つを対象とした団体に対する、いつの間にか既定事實を作つて共産党に対していろいろなスペイ活動をされ、現に代々本病院というのが千駄ヶ谷の前にありますけれども、公安調査庁の役人がここ看護婦にラブレターを出しまして、それでおびき出しをやっている、こういう事実もあります。(そんなことはないだろう」と呼ぶ者あり)ないと言われるけれども、ありますよ。公安調査庁もそれを呼んで、公安調査庁の役人である人のことを呼んで、公安調査庁の役人であるという証明までもちゃんと取つていいのです。そういうことが現にやられているのです。だから、この法案が成立したならば、警察はこういう疑いを持てば、蒲田署の例と一緒にしまして、何でもできるということになるのです。あなたは、そういうことはございませんと言う。ないのですよ、ないわけだが、そういうふうなことがあると推定したら、これが法律として成立したら何でもやれる。そういうところに問題があるというのですよ。だから、私は、暴力団体、やく

ざ、こういうものをはつきりと規定してやられるならいいです。そういうことが現に抜け穴がたくさんできている法律です。そこを問題にしているので事実があるところに、こういう法案が成立して実施されたらどういうことになるか、そのことを申しているのであります。あなたのおっしゃるところでは、この法案でそういう点がはつきりしないのです。その点をもう一度はっきりと御答弁を願いたい。

○志賀(義)委員 そろそろ終りにします。あなたがそう言われても、木村篤太郎さんという元の法務総裁は、共産党員が持てばマッチ一本でも凶器になるのだと言った。そういう人もおります。だから、こうなつてみると、何でもかんでもやれることになる。凶器といふのはどういうものか、マッチ一本でも共産党が持てば凶器だということをあのときちゃんとと言われた。それは新聞にも報道されております。

そこで、最後に私は、これは非常に懸念すべきことと思っておるのでありますし、労働組合その他の団体でも、この法案の成立に對して非常に危惧を感じております。そこで、汚職、暴力関係の予算、集団不法行為取締りの經費というものがたくさんのあります。たとえば東京の警視庁あるいは全国と両方書いてありますが、暴力関係を取り締る予算が今度のこの法案に応じてあるのでありますが、暴力関係を取り締る人員 汚職関係を取り締る人員、公安関係を取り締る人員の關係を伺いたい。と申し上げるのは、汚職関係の方は常設ではなくて、暴力関係とか公安関係が常設で人員が多くなっておりますけれども、どちらの人員を用意しておられるのでしょうか。

○石井(榮)政府委員 全国で数多い警察官が今御指摘のような仕事に何人從事しておるかということは、ただいま手元に資料を持っておりませんので、数字でお答えすることはできません。

各都道府県それぞの実情に即して必要な警察要員を配置しておるものと考

えます。  
○志賀(義)委員 私どものきょう申しあげたことは、古屋委員もその点を非常に心配しておられたのであります。警視庁及び警察庁全国にわたって暴力関係の人員はお調べになればわかるのです。そういう点も一つ委員長の方から本委員会の審議の参考のために一応資料を出して下さるように。おそらく、汚職関係というのは、世論がわあわあ言つてしようがなくて、臨時にやるという人員に違いないのです。ところが、暴力関係、公安関係というものは、非常に膨大なものを常設しているに違いないのです。その数字を発表すれば、世間全般に対しても、この法案が何を目指しているかということがはつきりします。どうか委員長の方からその数字を警察庁の方から出すようにお計らいをお願いいたします。  
○町村委員長 承知しました。  
○志賀(義)委員 私の質問は終ります。  
○唐澤国務大臣 ただいまの御注文よく調べまして申し上げます。  
最後に一言志賀委員に希望を申し上げておきますけれども、この法案にいたしましても、それから一般的の犯罪取締りにおきましても、何か政府が特別の意図をもってやっておるようなお覺めありますから、中村法務大臣の言明を裏切つていつかすりかえてしまつたというふうの疑いを晴らしていただきたいと思うのであります。  
先ほど公安調査庁関係のことと共産党関係の御発言がありましたがから、その点もちょっとあわせて訂正しておきますが、中村法務大臣の言明を裏切つていつかすりかえてしまつたというよ

うなお話をありました。そういうふうなことはございません。これは、御承知のように、破壊活動防止法では、御過去においてどういうことをしたかとそういうことをもつて団体の性格をきめ、そうして容疑団体にするかどうかとということをきめて参るのでございました。中村前大臣の言うたことと違った。中村前大臣の言うたことと違ったといふをしたというわけではございません。終始一貫いたしておりますので、この点も一つ御了承を願いたいと思います。

なお、この法案自体のことにつきまして、どういうことをやっておるかと

いうことはつまびらかにいたしておりませんけれども、特別の意図をもつて臨んでおるようなお疑いだけは一つ晴らしていただきたい。この立案の間におきましたが、私もは暴力に関する取締りについて労働組合関係などは全く顧慮しなかったのです。が、その起案の途中におきましたが、労働組合運動などに適用されるようなそれがあってはいけないという意見がちょっと出ましたから、そんなことがあってはいけない、こういふお話ををしておりまして、きょうお配りしたものの中にもあると思いますが、法制審議会におきまして学者、専門家の知恵をしぼつていただきまして、一つ文字の上ではような危険のないように修正をいたしました。当初の案を書きかえたりといでありますから、どうぞ私どもの意を思います。

すべて法律は、条文によらずして、何か足がかりがあれば検察官、警察官がそれを足がかりとしてどしどし乱用

するというお疑いでこれを見ますれば、あっせん取扱罪のごときも、とにかく金さえ取れば公務員は全部ひつかるということになつて、これはおそろしい法律になるわけであります。これはやはり検察官、警察官の常識といたい。大せいのこととござりますから、全然間違いないとは言えませんが、それは十分に内部において戒めて参りたい。私ども指導者といたしましてさよな意図といふものは全然ございませんから、どうぞ一つ御信用を願いたいと思います。

○志賀(義)委員 最後に一言。法務大臣はさように申されますが過去のことと調べるために、公安調査庁というものは、ここはあなたの管轄の役所であります。が、どういうことをやつておるか。病院の看護婦にどういうラブレターを調査官が書くか、御参考までにあなたの方に出しますから、いいですか。それを見た上で、もう一度今の御発言と照らし合せて考えて下さい。私の方がよけいな心配をしておるのではなくのです。あなたの管轄の公安調査庁がラブレターを出してスペインになれというようなことを言っておるのですから、そのラブレターを一つ御参考までに差し上げたいと思います。

午後五時三十分散会

昭和三十三年四月五日印刷

昭和三十三年四月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局